

青森県 五戸町
子ども・子育て支援事業計画

(第3期) 案

青森県 五戸町
令和7年2月



〔目 次〕

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画期間	4
4 策定体制	4
5 子ども・子育て支援制度の概要	5
第2節 五戸町の現況	7
1 人口・世帯	7
2 人口動態	9
3 有配偶率	11
4 女性の就業率	11
第3節 子ども・子育てを取り巻く環境	13
1 教育・保育の現況	13
2 子ども・子育て支援事業（第2期）の実施状況	15
3 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）	21
4 子ども・子育て支援の課題の整理	34
第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方	36
1 基本的な視点	36
2 基本理念	37
3 家庭・地域・行政の役割	38
第2章 子ども・子育て支援施策の展開	39
施策体系	39
第1節 地域における子ども・子育ての支援	40
1-1 相談支援体制の充実	40
1-2 地域における子育て支援サービスの充実	40
1-3 保育サービスの充実	41
1-4 子育て支援のネットワークづくり	41
1-5 児童の健全育成	42
第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進	43
2-1 子どもと母親の健康の確保	43
2-2 食育等の推進	45
2-3 思春期保健対策の充実	45
2-4 小児医療の充実	45
第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	46
3-1 次世代の親の育成	46
3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	46
3-3 家庭や地域の教育力の向上	47

第4節 子育てを支援する生活環境の整備	48
4-1 良質な住宅の確保	48
4-2 良好な居住環境の確保	48
4-3 安全な道路交通環境の整備	48
第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進	49
5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	49
5-2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備	49
第6節 子ども等の安全確認	50
6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	50
6-2 子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進	50
第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	51
7-1 児童虐待防止対策の充実	51
7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進	52
7-3 被害にあった子どもの保護の推進	53
7-4 障がい児施策の実施	53
7-5 貧困の解消・貧困の連鎖の防止	54
第3章 子ども・子育て支援事業計画	55
第1節 計画期間における見込みの考え方	55
1 本町における教育・保育提供区域の考え方	55
2 量の見込み（需要量）の考え方	55
3 児童数（0～11歳人口）の今後の見通し	56
第2節 教育・保育施設の充実	57
1 教育・保育施設の量の見込み（需要量）及び確保の方策	57
2 教育・保育の一体的提供の推進	61
3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	62
4 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項	62
第4節 地域子ども・子育て支援事業の充実	63
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）及び確保の方策	63
第4章 計画の着実な推進に向け	72
1 計画の推進体制	72
2 計画の達成状況の点検・評価	73
3 こども計画の策定	73

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

五戸町（以下「本町」という。）では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備、その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に計画的に取り組むため、令和元年度に「五戸町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」（以下「第2期計画」という。）を策定し、教育・保育について必要な量を定めるとともに、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

この間、国では子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

また、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、国では令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

令和6年度で、第2期計画の最終年度を迎えることから、計画の進捗状況や保護者アンケートに基づくニーズを踏まえつつ、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、その取り組みを計画的に推進していくため、「五戸町子ども・子育て支援事業計画（第3期）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。



図表 第2期計画以降の国の動き

時期	法律・制度等	内 容
令和3年	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針の閣議決定	令和3年12月21日に閣議決定され、こども政策の基本理念やこども家庭庁の設置とその機能等について定めたもの
令和4年	こども基本法の成立・公布	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立
	児童福祉法等の一部改正	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の市町村における設置の努力義務化をはじめ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うもの
令和5年	こども家庭庁の発足	こども政策の司令塔として令和5年4月に発足し、幼児期までのこどもの健やかな成長に向けた子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進する機関
	こども大綱の閣議決定	令和5年12月に閣議決定され、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めたもの
	こども未来戦略の閣議決定	令和5年12月に閣議決定され、すべてのこども・子育て世帯を対象にライフステージ全体を俯瞰して、切れ目のない子育て支援の充実を図るとともに、共働き・共育てを推進していくための総合的な対策を推進していくもの
令和6年	こどもまんなか実行計画2024の策定	こども大綱に基づき、令和6年5月にこども政策推進会議が取りまとめた計画であり、こども家庭庁が各省庁と連携して進めるこども政策に関する全体像を示したもの
	子ども・子育て支援法等の一部改正	すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策（乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業の提供体制の整備）をはじめ、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するために必要な措置を講じるもの

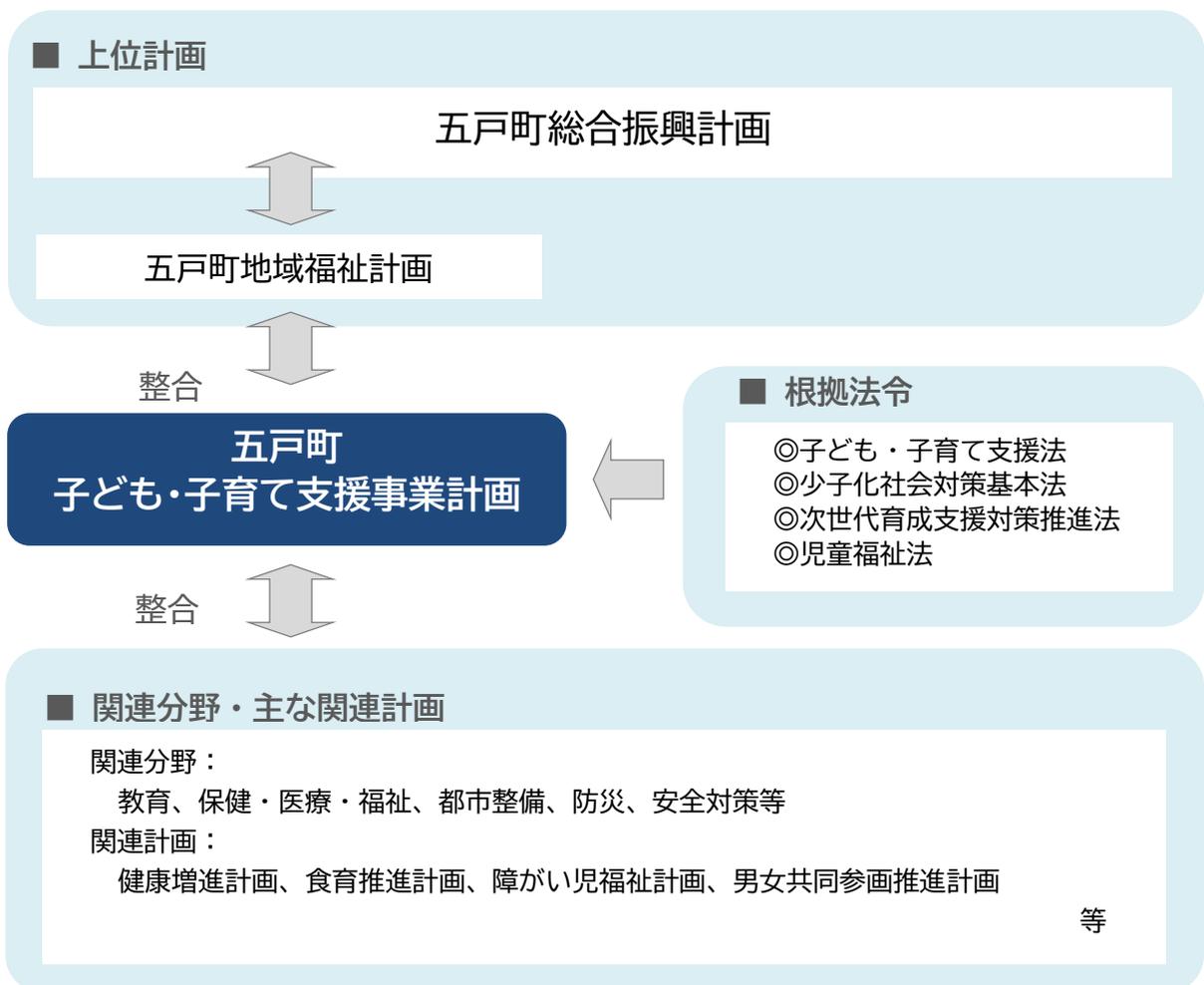
2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象として、五戸町が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、これまで進めてきた「次世代育成支援対策行動計画」における取り組みについても、子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえて、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

図表 計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

図表 計画期間



4 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「五戸町子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

(2) アンケート調査（就学前児童の保護者、小学生の保護者）の実施

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。

- 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。
- 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

図表 アンケート調査実施概要

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	250	141	56.4%
	小学生	250	170	68.4%
調査期間	令和6年1月～2月			
調査方法	未就学児調査は、町内施設利用者へは各施設を通じて配布・回収、町外施設利用者へは郵送方式で配布・回収（未就園児の保護者の方へは郵送方式で配布・回収） 小学生調査は、小学校を通じて配布・回収（町外の小学校に通っている保護者の方へは郵送方式で配布・回収）			

5 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て支援法、「認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、平成27年度（平成27年4月）に施行されました。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記に2法に伴う児童福祉法ほかの改正）

（1）制度の対象となる子ども

0歳	1～5歳	6～11歳	12歳～
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 （右記・下記以外）		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ（放課後 児童健全育成事業）」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、十八歳に達する日以後の 最初の三月三十一日までの間にある者（第6条）			

（2）子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

市町村は、「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」、「乳児等のための支援給付（令和8年度～）」の4つの現物給付を実施します。

子ども・子育て支援法に基づく給付・事業

種 類	概 要
子どもための教育・保育給付	認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等に対する「地域型給付」により、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を行います。
子育てのための施設等利用給付	施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に対して支援を行います。
地域子ども・子育て支援事業	市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。
乳児等のための支援給付（令和8年度～）	月一定時間までの枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み（こども誰でも通園制度）です。

◆子どもための教育・保育給付

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）した上で給付（子ども・子育て支援法 19 条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育園、認定こども園、地域型保育

◆子育てのための施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化に伴い設けられた給付（子ども・子育て支援法 30 条 5）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
新1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園（子ども・子育て支援制度未移行）、国立幼稚園、特別支援学校幼稚部
新2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
新3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	

◆地域子ども・子育て支援事業（20 事業）

1) 利用者支援事業	11) 子育て援助活動支援事業
2) 時間外保育事業	12) 妊婦健康診査事業
3) 放課後児童健全育成事業	13) 妊婦等包括相談支援事業
4) 子育て短期支援事業（シヨートステイ）	14) 産後ケア事業
5) 乳児家庭全戸訪問事業	15) 子育て世帯訪問支援事業
6) 養育支援訪問事業	16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※
7) 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
8) 地域子育て支援拠点事業	18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
9) 一時預かり事業	19) 児童育成支援拠点事業
10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	20) 親子関係形成支援事業

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置付けられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。

◆乳児等のための支援給付（令和8年度～）

区分	年齢
対象となる子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象（認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象） ● 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等

第2節 五戸町の現況

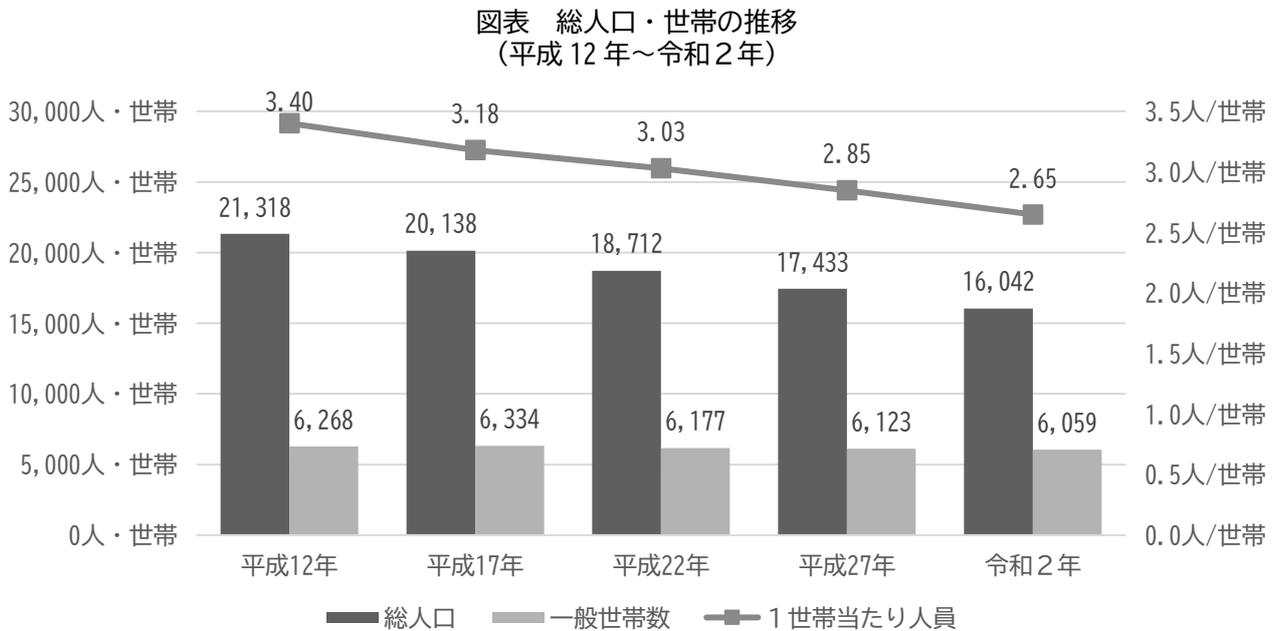
計画策定にあたって、本町の現況は次のとおりです。

1 人口・世帯

(1) 国勢調査に基づく総人口・世帯数等の推移

国勢調査に基づき、中長期における総人口及び一般世帯数の推移を見ると、令和2年における総人口は16,042人となっており、平成12年と比較すると5,276人(24.7%)減少しており、今後も減少傾向が継続することが見込まれます。

一方、世帯数はそれまでの増加傾向から平成22年に減少に転じており、令和2年の世帯数は6,059世帯、1世帯当たり人員は2.65人と減少が進んでいます。



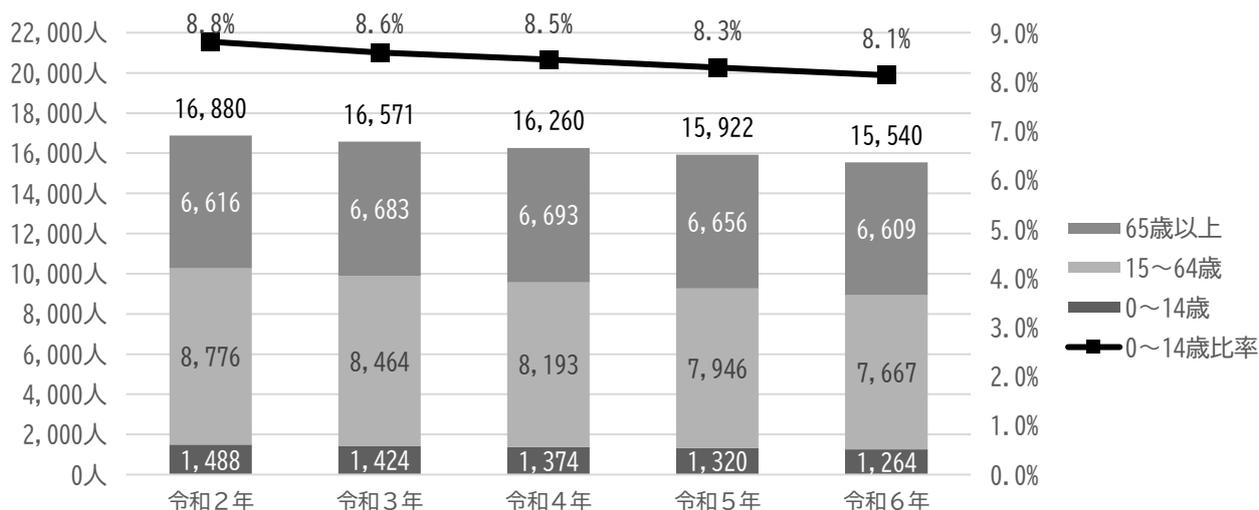
資料：国勢調査（各年10月1日）

(2) 住民基本台帳に基づく年齢3区分別人口の推移

住民基本台帳に基づき、近年の年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳の年少人口は令和6年現在1,264人となっており、令和2年と比較すると224人（15.1%）減少しており、総人口に占める0～14歳比率も低下傾向です。

また、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向で推移しており、65歳以上人口もそれまでの増加傾向から令和5年に減少に転じています。

図表 年齢3区分人口の推移
(令和2年～令和6年)

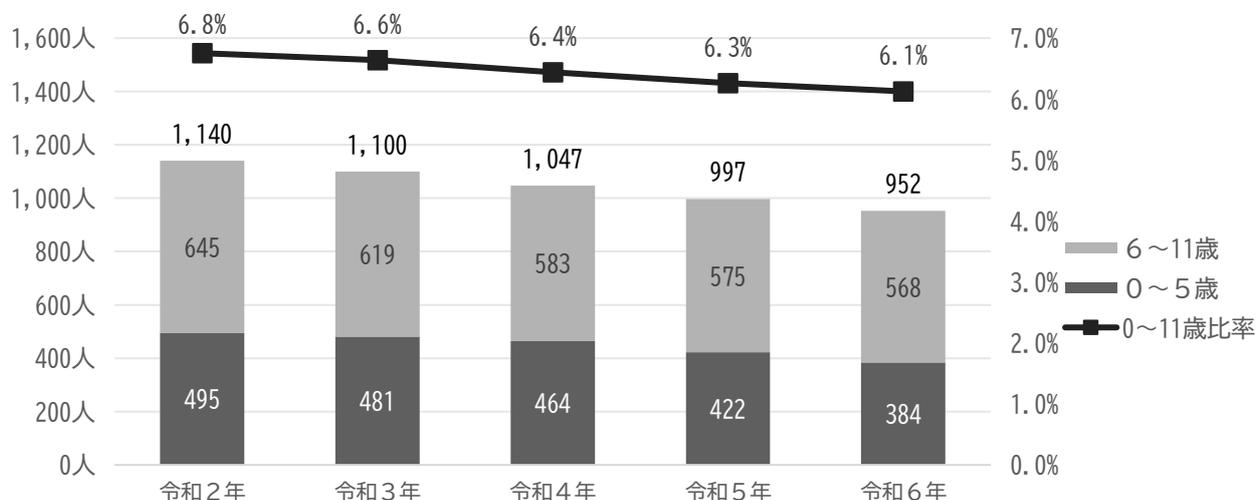


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(3) 住民基本台帳に基づく0～11歳人口の推移

子どものうち0～11歳人口は、令和6年現在952人となっており、0～5歳、6～11歳のいずれも減少傾向で推移しています。

図表 年齢3区分人口の推移
(令和2年～令和6年)



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 子どものいる世帯の構成

18歳未満世帯員のいる一般世帯の推移をみると、総数は平成22年の1,452世帯から令和2年には1,033世帯と、419世帯の減少となっています。

また、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の46.3%から令和2年には56.6%に上昇しており、核家族化が進行しています。

さらに、総数に占めるひとり親世帯（男親と子どもから成る世帯及び女親と子どもから成る世帯）の比率は、平成22年の7.9%から令和2年には9.8%に上昇しています。

図表 18歳未満の子どもがいる世帯の推移
(平成22年～令和2年)

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	1,452	100.0%	1,237	100.0%	1,033	100.0%
親族のみ世帯	1,439	99.1%	1,225	99.0%	1,030	99.7%
核家族世帯	672	46.3%	617	49.9%	585	56.6%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子どもから成る世帯	558	38.4%	507	41.0%	484	46.9%
男親と子どもから成る世帯	11	0.8%	12	1.0%	13	1.3%
女親と子どもから成る世帯	103	7.1%	98	7.9%	88	8.5%
核家族以外の世帯	767	52.8%	608	49.2%	445	43.1%
非親族を含む世帯	13	0.9%	12	1.0%	3	0.3%
単独世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

資料：国勢調査（各年10月1日）

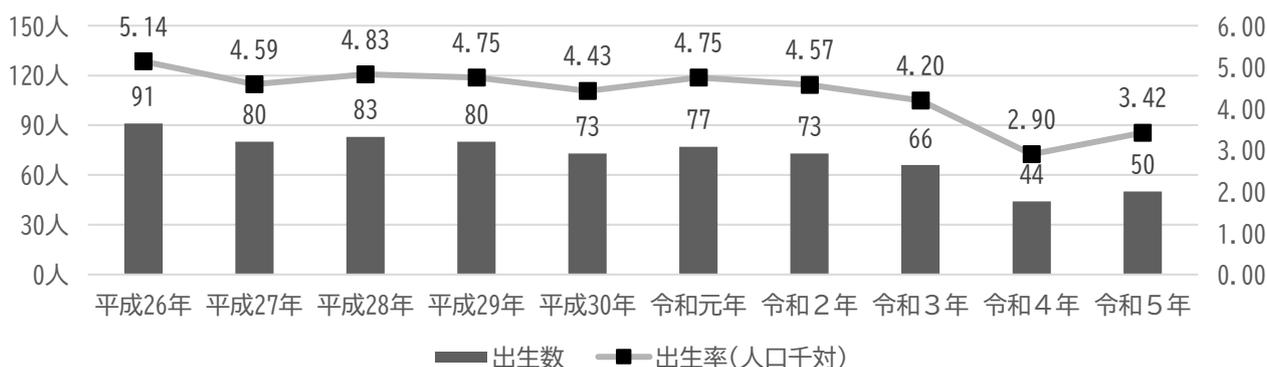
2 人口動態

(1) 出生数の推移

出生数の推移を見ると、令和5年は50人となっており、年によって増減が見られるものの、概ね減少傾向で推移しています。

また、出生率（人口千対）は、令和5年は3.42となっており、概ね低下傾向で推移しています。

図表 出生数及び出生率（人口千対）の推移
(平成26年～令和5年)

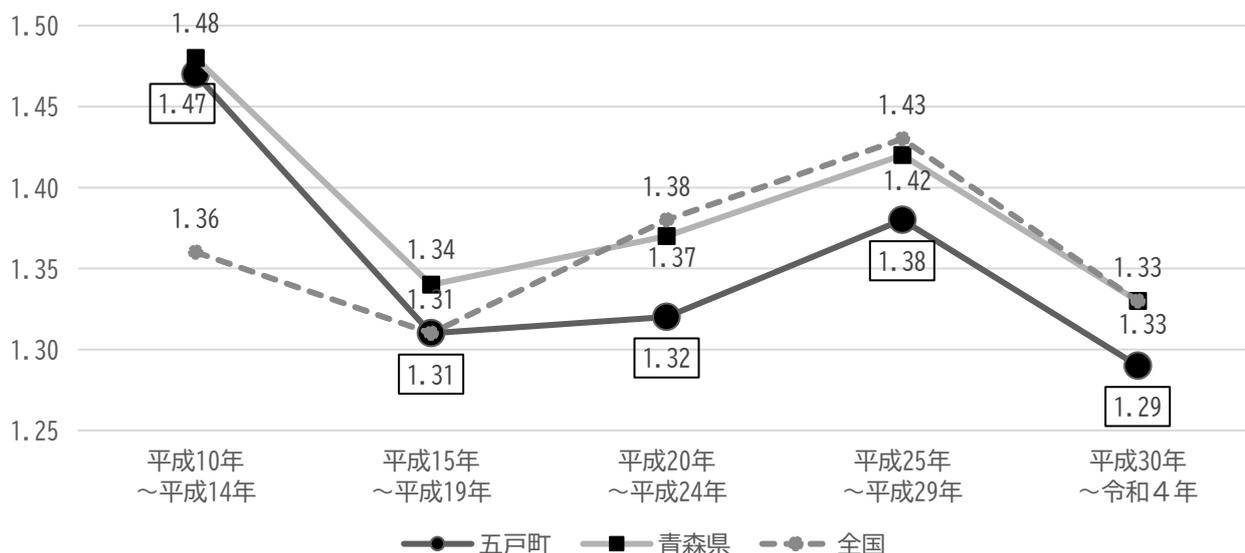


資料：人口動態統計（出生率の資料は県統計分析課「青森県の推計人口 各年10月1日」）

(2) 合計特殊出生率※の推移

合計特殊出生率の推移を見ると、平成30年～令和4年の平均で1.29となっており、年によって増減が見られるものの、平成20年以降は全国・県より低い水準で推移しています。

図表 出生数及び出生率（人口千対）の推移
（平成10年～令和4年）



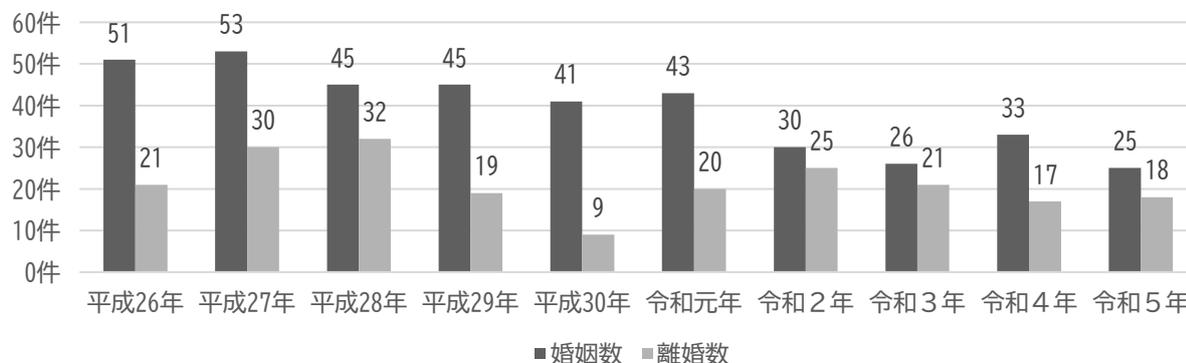
資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計の概況」
※合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出産率を合計したもので、一人の女性が一生に産むこどもの数に相当

(3) 婚姻数・離婚数の推移

婚姻数・離婚数の推移を見ると、婚姻数は令和5年で25件となっており、年によって増減が見られるものの、概ね減少傾向で推移しています。

また、離婚件数は、一桁台の年もあれば、多い年で30件台となっています。

図表 婚姻数・離婚数の推移
（平成26年～令和5年）

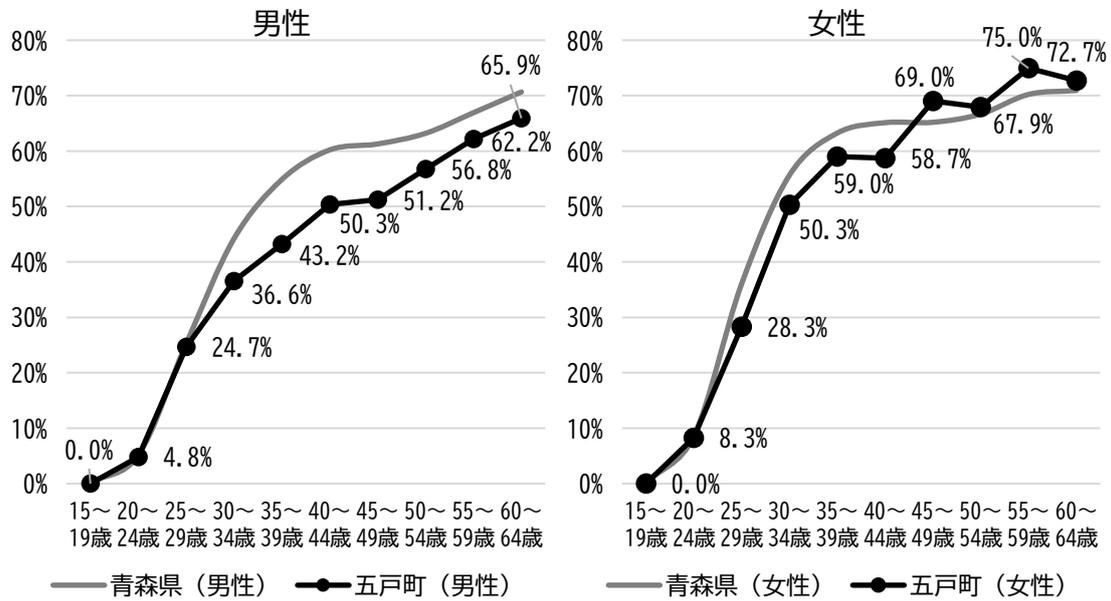


資料：人口動態統計

3 有配偶率

有配偶率は、男女ともに多くの年齢区分で県の水準を下回っている状況です。

図表 年齢区分別有配偶率の比較
(令和2年)

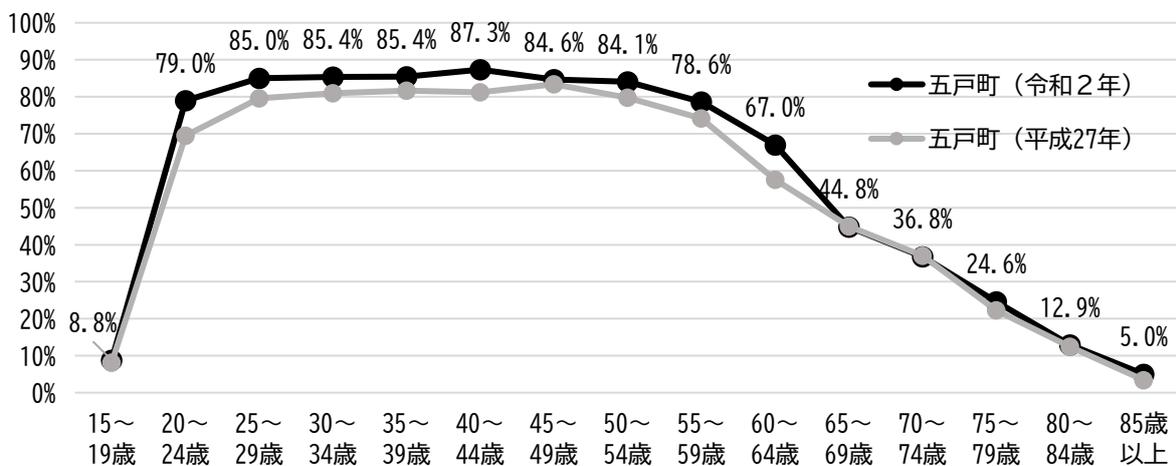


資料：国勢調査（10月1日）

4 女性の就業率

女性の就業率を年齢別にみると、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」の傾向は本町では見られず、多くの年齢区分で令和2年の就業率が平成27年を上回っています。

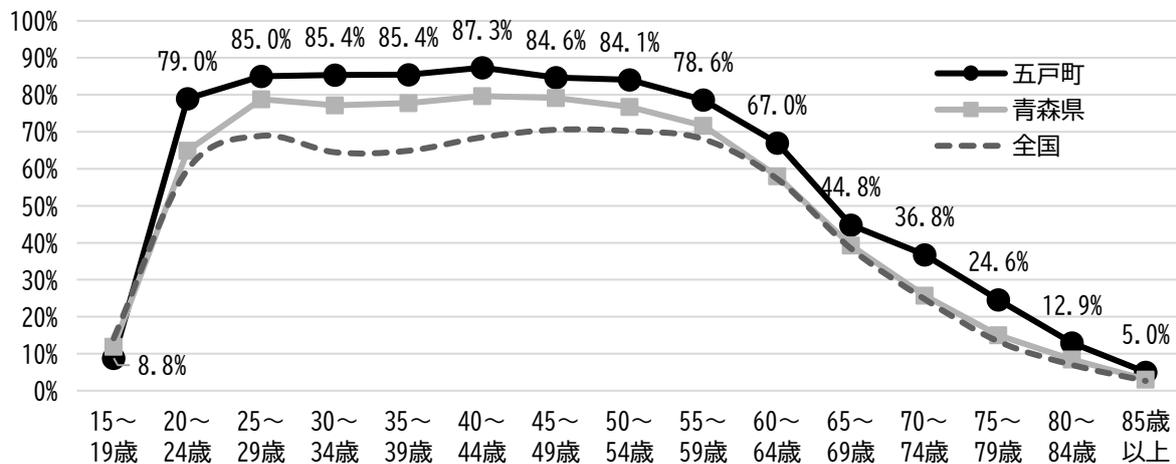
図表 女性の年齢別就業率の推移
(平成27年・令和2年)



資料：国勢調査（各年10月1日）

本町の女性の就業率は、20歳代後半から40歳代前半にかけて85%を超えており、青森県、全国と比較しても高い水準となっています。

図表 女性の年齢別就業率の推移
(平成27年・令和2年)



資料：国勢調査（各年10月1日）



第3節 子ども・子育てを取り巻く環境

1 教育・保育の現況

(1) 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

五戸町内には、令和6年度現在で、幼稚園が1か所、認定こども園が6か所、小規模保育事業所が1か所あります。（※令和6年4月1日より江渡幼稚園が幼稚園から認定こども園へ移行しました。また、小規模保育事業所としていちごちゃんルームが設立されました。）

① 幼稚園

図表 幼稚園別児童数の推移（令和2年～6年）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員	令和6年充足率
五戸カトリック幼稚園	22	16	11	9	4	15	26%
江渡幼稚園	20	23	20	17	-	-	-
広域入所	0	0	0	0	1	-	-
合計	42	39	31	26	5	15	33%

※各年4月1日

資料：五戸町

② 保育所の状況

図表 保育所別児童数の推移（令和2年～6年）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員	令和6年充足率
広域入所	5	3	1	2	0	-	-

※各年4月1日

資料：五戸町

③ 認定こども園の状況

図表 認定こども園別児童数の推移（令和2年～6年）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員	令和6年充足率
江渡幼稚園	-	-	-	-	14	25	56%
川内こども園	47	42	39	31	27	45	60%
くらいしこども園	70	69	81	73	67	85	78%
ひばりこども園	52	54	52	48	46	65	70%
みゆき保育園	100	88	90	83	71	100	71%
めぐみ保育園	56	53	51	49	48	65	73%
広域入所	60	59	65	68	50	-	-
合計	385	365	378	352	323	400	80%

※各年4月1日

資料：五戸町

④ 小規模保育事業所の状況

図表 小規模保育事業所児童数の状況（令和6年）

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年定員	令和6年充足率
いちごちゃんルーム	-	-	-	-	2	6	33%

※各年4月1日

資料：五戸町

(2) 小・中学校の状況

小・中学校別の推移をみると、多くの学校の児童、生徒数が減少傾向の中、切谷内小学校は横ばい傾向にあります。

① 小学校

図表 小学校別児童の推移（令和2年～6年）

学校名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
五戸小学校	381	376	361	356	357
倉石小学校	95	83	81	76	71
切谷内小学校	54	57	54	50	52
上市川小学校	102	95	81	76	71
合計	632	611	577	558	556

資料：五戸町（学校基本調査）

図表 学年別小学生児童の推移（令和2年～6年）

学年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学1年生	111	89	88	91	84
小学2年生	96	110	87	86	93
小学3年生	97	95	106	88	88
小学4年生	110	95	94	105	91
小学5年生	115	107	96	95	106
小学6年生	103	115	106	93	96

資料：五戸町（学校基本調査）

② 中学校

図表 中学校別生徒の推移（令和2年～6年）

学校名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
五戸中学校	208	192	190	192	186
川内中学校	76	69	84	76	75
倉石中学校	47	51	44	51	46
合計	331	312	318	319	307

資料：五戸町（学校基本調査）

図表 学年別中学生生徒の推移（令和2年～6年）

学年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中学1年生	105	104	112	102	93
中学2年生	104	104	103	112	103
中学3年生	122	104	103	105	111

資料：五戸町（学校基本調査）

2 子ども・子育て支援事業（第2期）の実施状況

（1）教育・保育提供体制

認定区分ごとの推移をみると、1号認定、3号認定はいずれも計画値を下回る実績で推移しており、2号認定は令和5年以降、計画値を上回る実績となっています。

また、認定区分ごとの待機児童の推移をみると、2号認定、3号認定のいずれも0人が続いています。

■ 1号認定の推移

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員	幼稚園	70	70	50	40	15
	認定こども園	70	70	70	70	60
	施設型給付を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
計画値	1号認定	111	104	103	108	89
実績		101	106	94	100	81
	幼稚園	42	39	31	26	5
	認定こども園	59	67	63	74	76
	施設型給付を受けない幼稚園	0	0	0	0	0

■ 2号認定の推移

（単位：人）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員	保育所	0	0	0	0	0
	認定こども園	181	181	168	168	143
計画値	2号認定	204	191	190	144	143
実績値		162	162	169	149	145
	保育所	2	2	1	1	0
	認定こども園	160	160	168	148	145

■ 2号認定待機児童の推移

（単位：人）

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
3歳児	0	0	0	0	0
4歳児	0	0	0	0	0
5歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

■ 3号認定の推移

(単位：人)

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
定員	保育所	0	0	0	0	0
	認定こども園	159	159	152	152	152
計画値	3号認定	184	174	168	155	132
実績		169	139	147	131	104
	保育所	2	1	0	1	0
	認定こども園	167	138	147	130	102
	地域型保育事業所	0	0	0	0	2

■ 3号認定待機児童の推移

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

(参考) 保育利用率の目標値について

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率は、「3号認定子ども÷各年度推計人数(0～2歳)×100=(小数点第一まで)」により算出した数値です。

計画値に対する令和2年度から令和6年度の状況は次のとおりです。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (計画値)	保育利用率(%)	80.7%	80.6%	80.8%	77.5%	68.8%
	推計児童数(0～2歳)(人)	228	216	208	200	192
実績	保育利用率(%)	73.8%	62.9%	72.8%	75.3%	66.2%
	児童数(0～2歳)(人)	229	221	202	174	157



(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業の実施状況については、次のとおりです。

① 利用者支援事業

利用者支援事業については、子育て世代包括支援センター「ここっと」において、こども家庭センター型（旧 母子保健型）を1か所実施しており、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応しています。

■利用者支援事業の推移

(単位：か所)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	実施か所数	1	1	1	1
	実施か所数(計)	0	0	0	0
確保数（実績）	基本型・特定型	0	0	0	0
	こども家庭センター型 (旧 母子保健型)	1	1	1	1

② 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、くらいしこども園「ぱんじーる一む」1か所で実施しており、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。令和3年度以降は、計画値を下回る実績となっています。

■地域子育て支援拠点事業の推移

(単位：利用者数（人日）/実施か所（か所）)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	780	733	703	674
	計画実施か所数	1	1	1	1
確保数（実績）	利用者数	1,099	542	583	105
	実施か所数	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査事業については、妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。

■妊婦健康診査事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	71	69	67	43
確保数（実績）	利用者数	72	46	38	49

④ 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、自宅への訪問を行い、町内の全乳幼児・産婦を把握しています。

■乳児家庭全戸訪問事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	71	69	67	37
確保数（実績）	利用者数	61	58	96	52

⑤ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、保健師が訪問し、適切な支援につなげる取り組みを行っています。利用が増加しており、計画値を上回る推移となっています。

■養育支援訪問事業の推移

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	68	74	81	103
	実施体制	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応
確保数（実績）	利用者数	82	89	284	125
	実施体制	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応

⑥ 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業については、五戸町では実施していません。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、五戸町では実施していません。

八戸市の実施施設（八戸市ファミリーサポートセンター）を利用可能であることを周知しています。

⑧ 一時預かり事業（幼稚園預かり保育・幼稚園預かり保育以外）

一時預かり事業について、幼稚園預かり保育は計画値を上回る実績で推移しています。
幼稚園預かり保育以外は、令和6年度現在、町内1か所（めぐみ保育園）で保育施設の入所の対象とならない児童の一時保育を実施していますが、利用実績がありません。

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育）（単位：利用者数（人日））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	7,537	6,909	6,909	15,000
確保数（実績）	利用者数	17,762	17,871	17,620	17,460

■一時預かり事業の推移（幼稚園預かり保育以外）（単位：利用者数（人日））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	312	293	281	5
確保数（実績）	利用者数	0	0	0	0

⑨ 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業については、令和6年度現在、町内6か所で実施しており、計画値を上回る実績で推移しています。

■時間外保育事業の推移（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策（計画値）	計画利用者数	239	227	224	212
確保数（実績）	利用者数	581	567	560	558

⑩ 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児保育事業、子育て援助活動支援事業は、五戸町では実施していません。
八戸市の実施施設を利用可能であることを周知しています。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）

放課後児童健全育成事業については、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図っており、低学年、高学年のいずれも計画値を上回る実績で推移しています。

放課後子ども教室については、放課後の子どもの安全・安心なあそび場の確保と、地域の大人による見守りとふれあいによる様々な体験を提供しており、町内全小学校区で実施しています。

■放課後児童健全育成事業の推移（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
確保方策 (計画値)	低学年の計画利用者数	151	151	141	132
	高学年の計画利用者数	0	0	0	0
	計	151	151	141	132
	実施か所	4	4	4	4
確保数 (実績)	低学年の利用者数	187	173	157	149
	高学年の利用者数	14	15	13	14
	計	201	188	170	163
	実施か所	4	4	4	4

■放課後子ども総合プランによる実施の推移（単位：利用者数（人）/実施か所（か所））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後子ども教室利用者数	53	61	59	65
放課後子ども教室実施か所	2	3	3	3

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業については、生活保護世帯の児童が対象となっています。教材費等の給付を実施しました。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業の推移（単位：利用者数（人））

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教材費等	1	1	2	2
副食材料費	0	0	0	0

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

本町では、第2期計画期間における実績はありません。

3 子育て家庭の状況（アンケート調査結果概要）

（1）調査の目的と実施概要

本計画の策定にあたり、就学前児童及び小学生児童の保護者の意識・意見等を収集し、計画の基礎資料とすることを目的として令和6年1月～令和6年2月に実施しました。

（2）回収状況

図表 回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の保護者	250	141	56.4%
小学生児童の保護者	250	170	68.4%
合計	500	311	62.2%

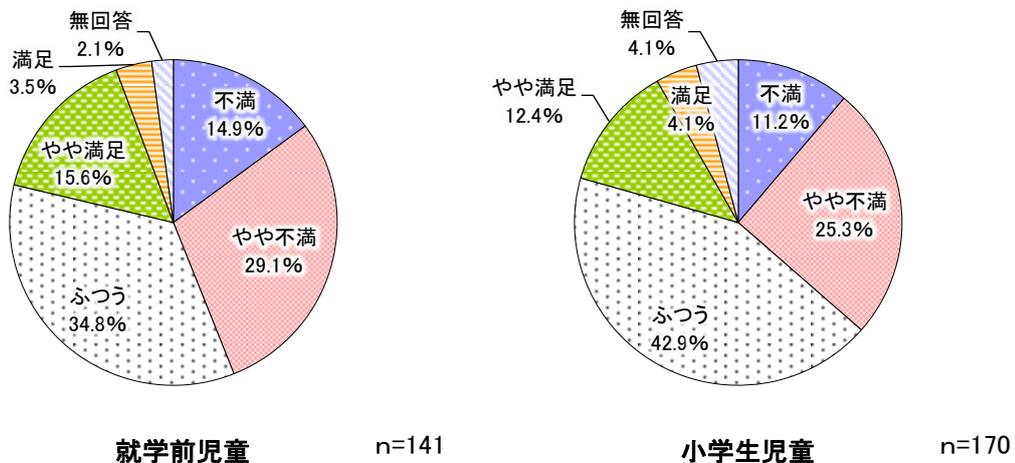
（3）調査結果から見た現状と課題

結果1 子育ての環境や支援に対する保護者の満足度（ふつう・やや満足・満足）は、

就学前児童の保護者で53.9%、小学生の保護者で59.4%

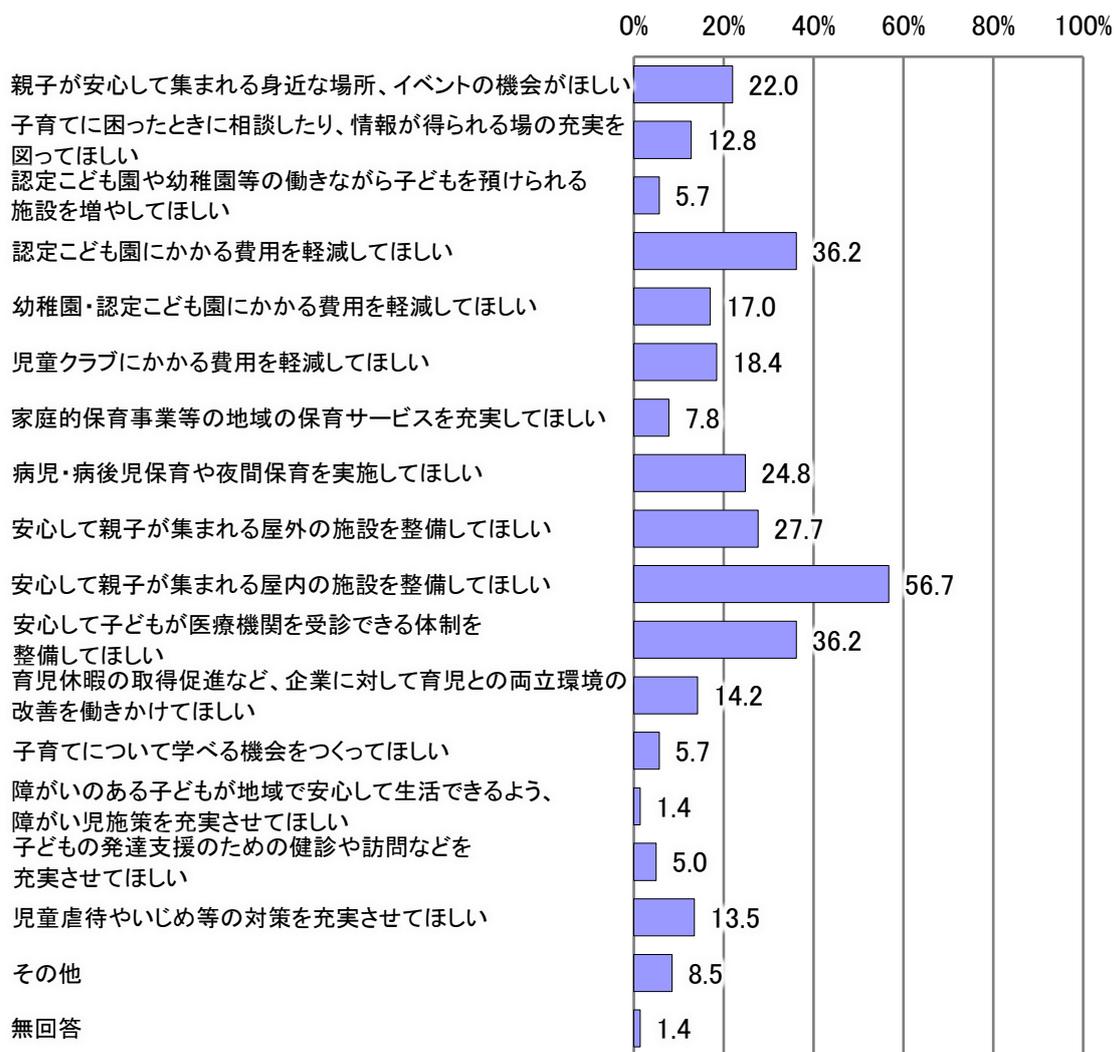
- 本町の子育て環境や支援に対する就学前児童の保護者の満足度をみると、「ふつう」(34.8%)、「やや満足」(15.6%)、「満足」(3.5%)の計が53.9%となり、保護者の評価が得られている状況です。【就学前】
- 小学生の保護者では、「ふつう」(42.9%)、「やや満足」(12.4%)、「満足」(4.1%)の計が59.4%となり、前者とともに保護者の評価が得られている状況です。【小学生】

■子育て環境や支援への満足度



- 就学前児童の保護者では、「安心して親子が集まれる屋内の施設を整備してほしい」が最も高く56.7%、次いで「認定こども園にかかる費用（利用料）を軽減してほしい」「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が同率で36.2%、「安心して親子が集まれる屋外の施設を整備してほしい」が27.7%となっています。【就学前】
- 小学生の保護者では、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が最も高く45.3%、次いで「小中学校に関する費用を軽減してほしい」が39.4%、「子どもの塾やスポーツ等の習い事を充実してほしい」が35.3%となっています。【小学生】

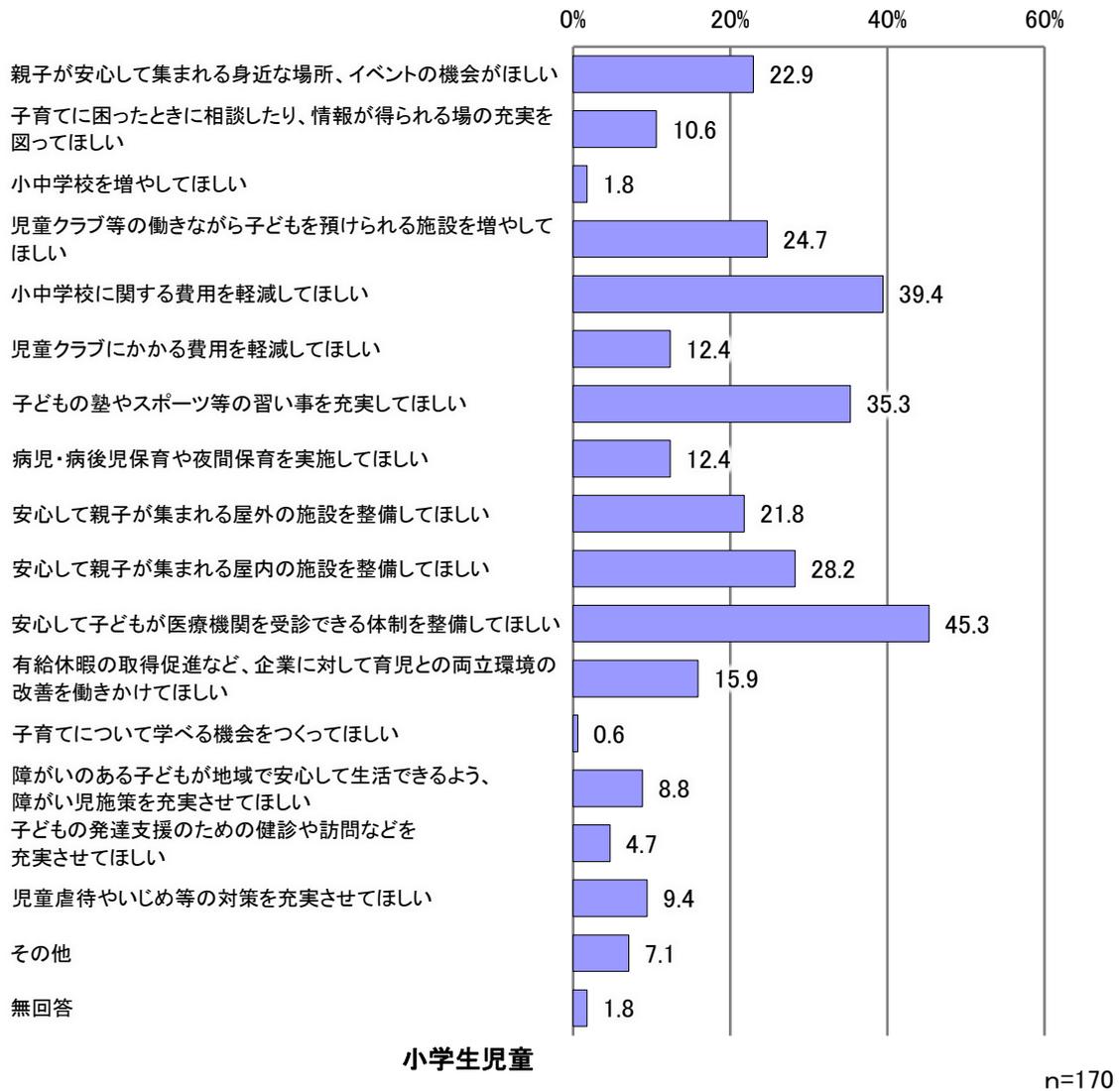
■町の子育て政策について特に期待すること〈就学前児童〉



就学前児童

n=141

■町の子育て政策について特に期待すること〈小学生〉

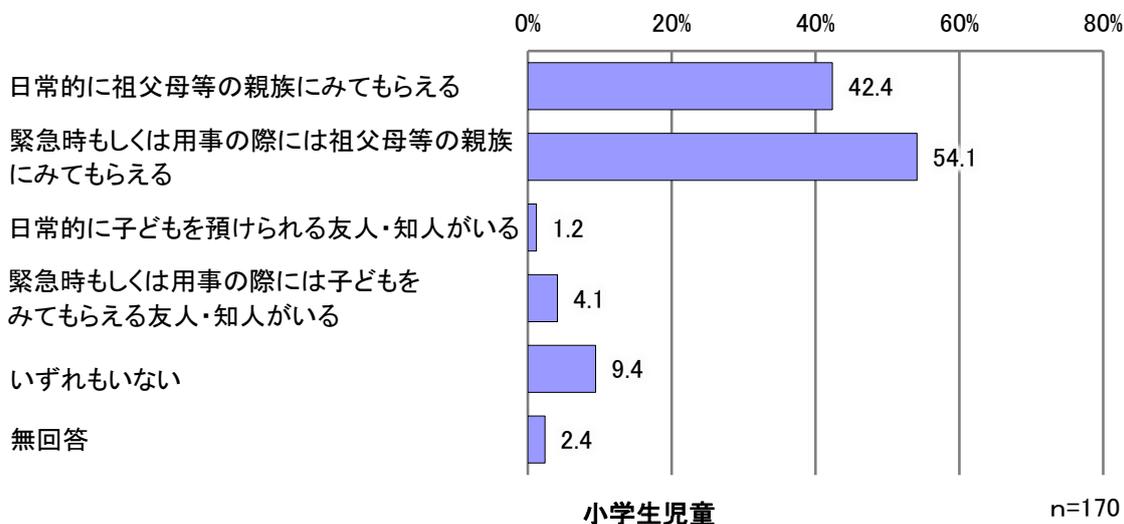
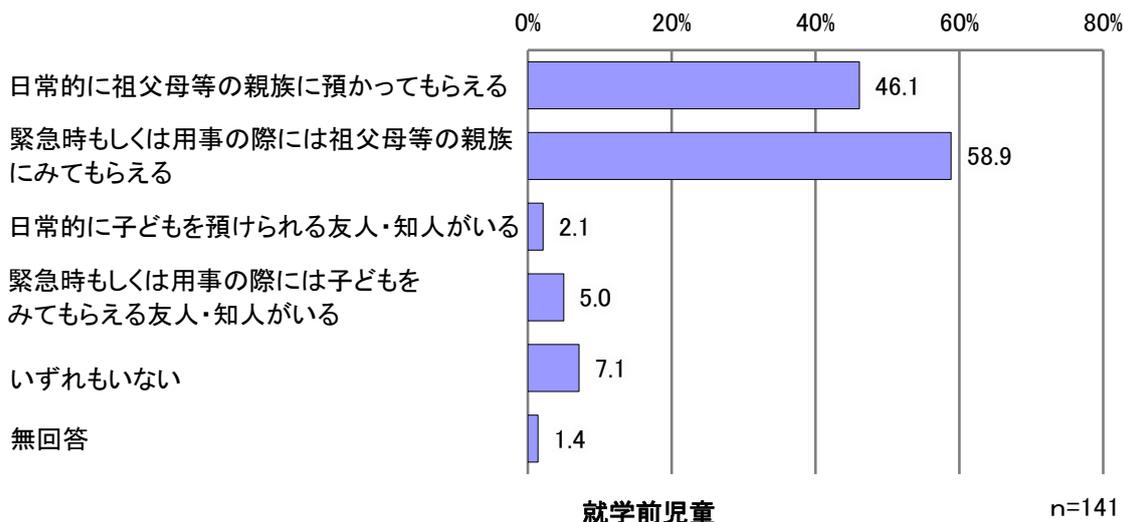


以上の結果から、本町の子育て環境や支援に対する保護者の満足度を維持・向上させるためには、親子や子どもの居場所づくり、医療体制の整備、子育てや教育にかかる経済的負担の軽減などが求められます。

結果2 周囲の援助が得られない孤立した子育て中の保護者は7.1%

- 就学前児童の保護者の9割は子育てに関して周囲から協力を得られる状況です。保護者が祖父母等の親族や友人・知人にみてもらえるケースでも、そのうちの約2割～3割強は「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。【就学前】
- 就学前児童の保護者の子育てに関する周囲の協力者の状況を見ると、日常的及び緊急時等に親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる保護者は7.1%となっています。【就学前】

■お子さんを預かってもらえる親族・知人

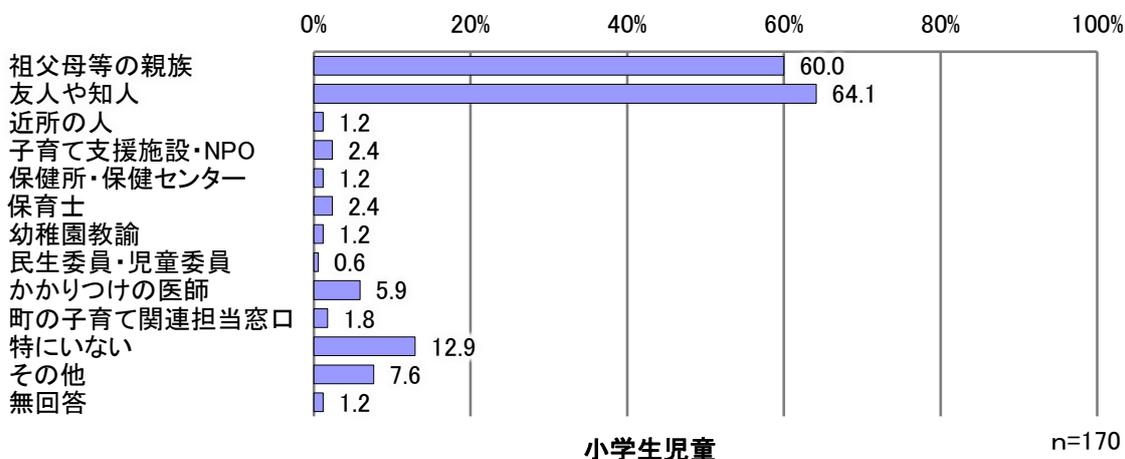
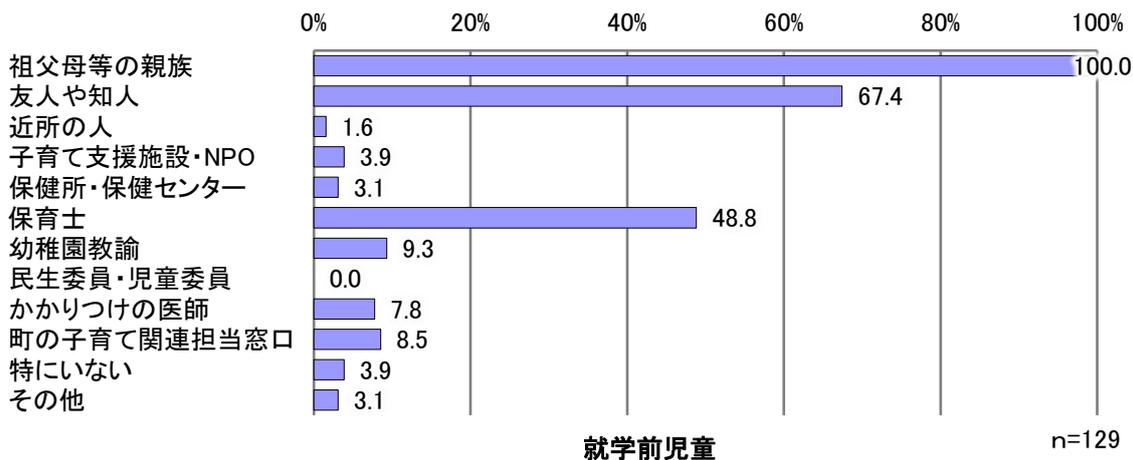


以上の結果から、孤立した育児環境にある家庭に対しては、個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、安心できる育児環境への取り組みが必要となります。

結果3 子育てする上で気軽に相談できる相手がない方は3.9%

- 気軽に相談できる相手の有無をみると、その相手は「祖父母等の親族」(100%)、「友人や知人」(67.4%)が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。【就学前】
- 一方、公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「保健所・保健センター」(3.1%)「子育て支援施設」(3.9%)、「町の子育て関連担当窓口」(8.5%)は相談頻度が低く、「保育士」(48.8%)は高い状況です。【就学前】
- 子育てに関する相談者の状況のうち、気軽に相談できる相手が「特にいない」と回答した保護者は3.9%となっています。【就学前】

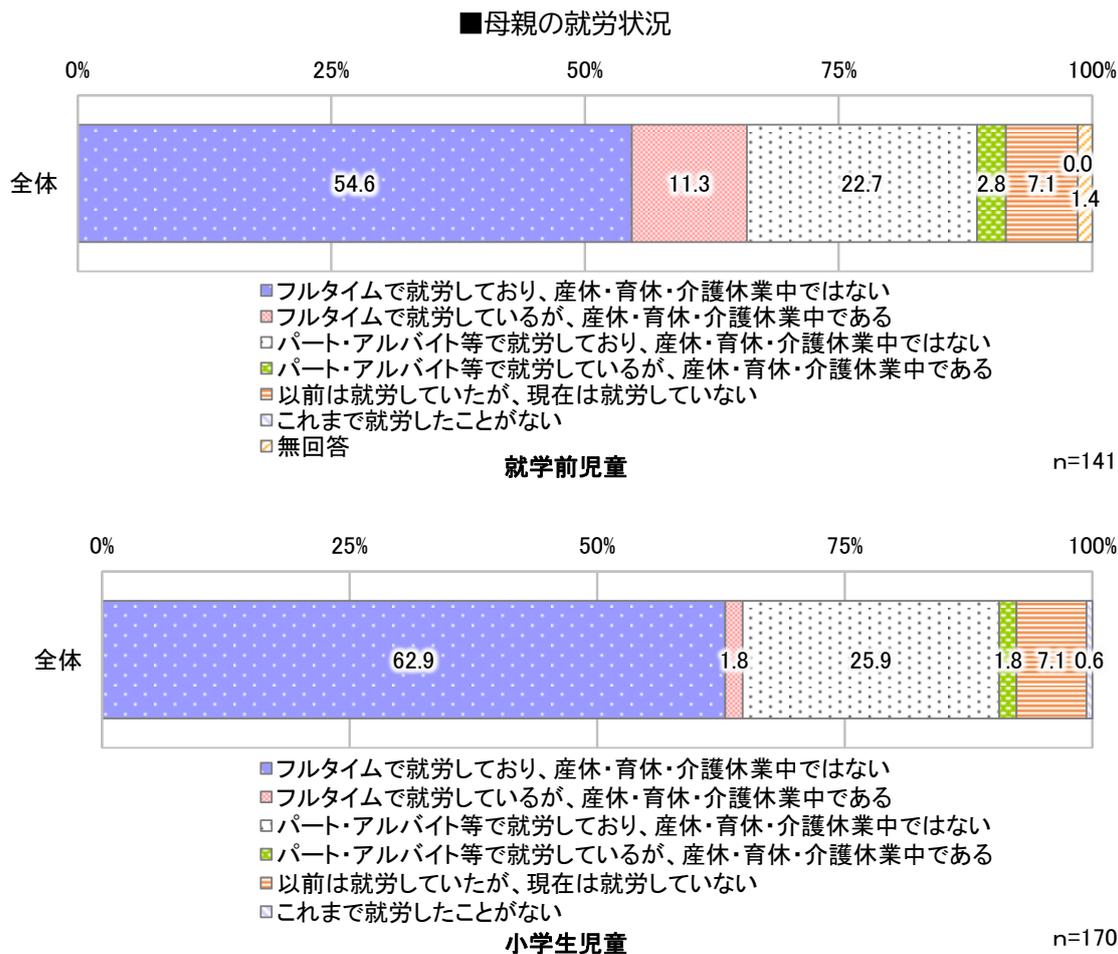
■お子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人・場所



以上の結果から、公的な相談機関を活用してもらえるよう、教育・保育施設等と連携して、その活動の周知徹底・普及を図るとともに、気軽に相談できる(相談しやすい)体制の強化を検討する必要があります。

結果4 母親の就労率（育休を含む）は就学前児童で88.6%、小学生で95.9%

- 母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在の就労割合は、就学前児童保護者(88.6%)、小学生保護者(95.9%)の状況です。【就学前・小学生】
- 母親の就労日数（1週当たり）を見ると、就学前児童保護者・小学生保護者とともに「5日」（72.1%・68.2%）が最も多く、次いで「6日」（16.3%・25.5%）となっています。【就学前・小学生】
- 母親の出勤時間を見ると、就学前児童保護者・小学生保護者とともに「7時台」（39.5%・56.7%）が多く、帰宅時間では就学前児童保護者「18時台」（40.3%）、小学生保護者「17時台」（35.0%）が多くなっています。【就学前・小学生】



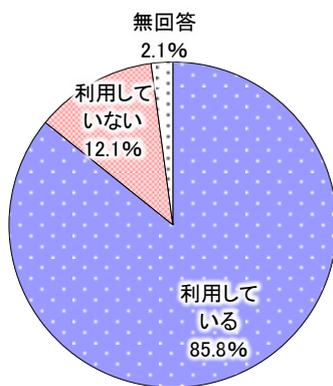
▼

以上のフルタイム就労の割合が6割を超える結果とともに、社会情勢として今後も母親の就労率が上昇する見込みであることを踏まえて、3歳未満児の保育ニーズや昼間保護者のいない児童の放課後の居場所づくりなど、ニーズに応じた教育・保育の充実が必要となります。

結果5 定期的な教育・保育事業を利用している家庭は85.8%

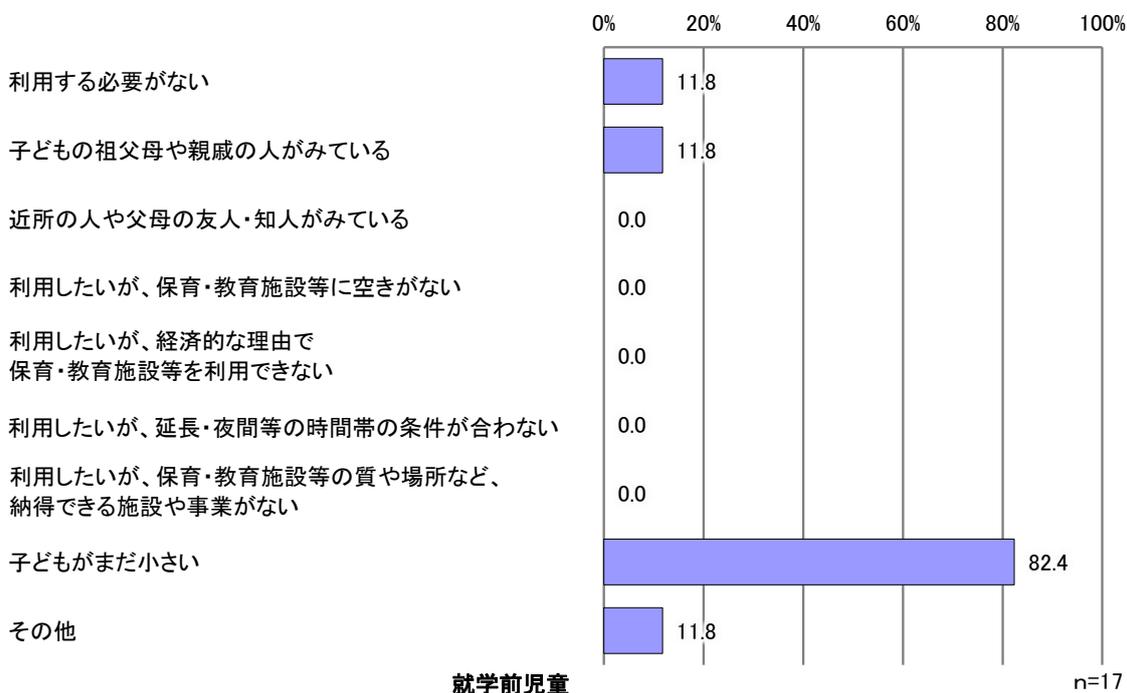
- 平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は85.8%、「利用していない」保護者は12.1%となっています。【就学前児童】
- 利用していない理由としては、「子どもがまだ小さい」(82.4%)が最も多く、そのうち利用を希望する子どもの年齢として「1歳」57.1%、「3歳」28.6%、「2歳」14.3%の順で3歳までには預けることを希望しています。【就学前】

■幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育施設等」の利用



就学前児童 n=141

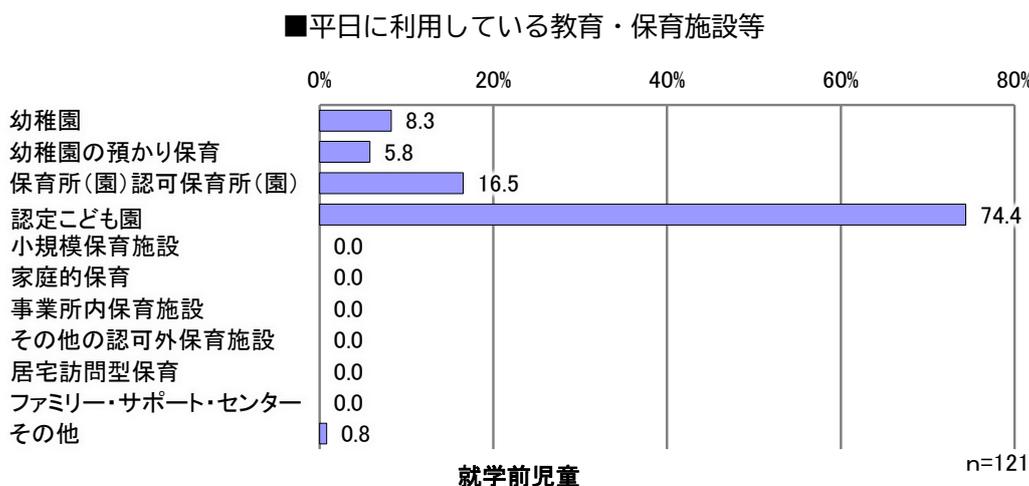
■幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育施設等」を利用していない理由



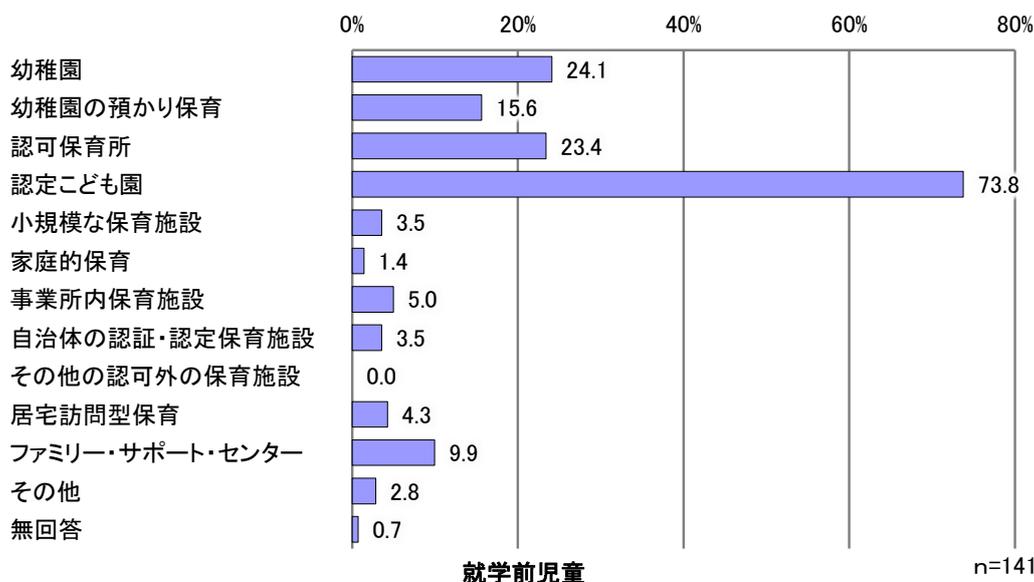
以上の結果から、教育・保育事業の質の確保とともに、3歳未満児を中心とする未就園児とその保護者への子育て支援が求められます。

結果6 平日の定期的な教育保育事業で「認定こども園」を希望する保護者は73.8%

- 平日の定期的な教育・保育事業を利用している保護者のうち、「認定こども園」の利用は74.4%と最も多く、次いで「保育所(園)認可保育所(園)」16.5%、「幼稚園」8.3%となっています。【就学前】
- 利用理由としては、「子育て、(教育を含む)をしている方が現在就労している」(89.3%)が最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」(57.9%)となっています。【就学前】
- 今後保護者が希望する事業は、「認定こども園」(73.8%)、「幼稚園」(24.1%)、「認可保育所」(23.4%)、「幼稚園の預かり保育」(15.6%)、「ファミリーセンター」(9.9%)の順に多くなっています。【就学前】
- 事業の潜在的ニーズである希望と実際の利用状況との乖離は、「認定こども園」は現状利用とほぼ同率ですが、「幼稚園」(15.8^{ポイント})、「認可保育所」で(6.9^{ポイント})、「幼稚園の預かり保育」で(9.8^{ポイント})、と多くの事業で現状の利用より今後の希望が高い傾向にあります。【就学前】



■平日の教育・保育施設等として、「定期的に」利用したいと考えるもの

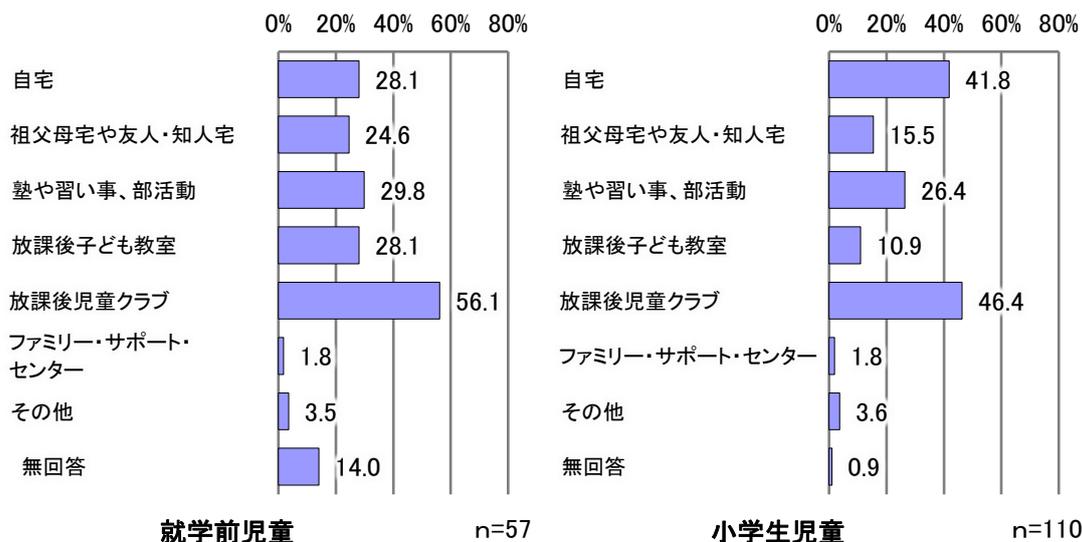


以上の結果から、利用者ニーズに対応した町内における教育・保育の提供基盤の確保とともに、近隣市町村と連携した提供基盤の確保が必要となります。

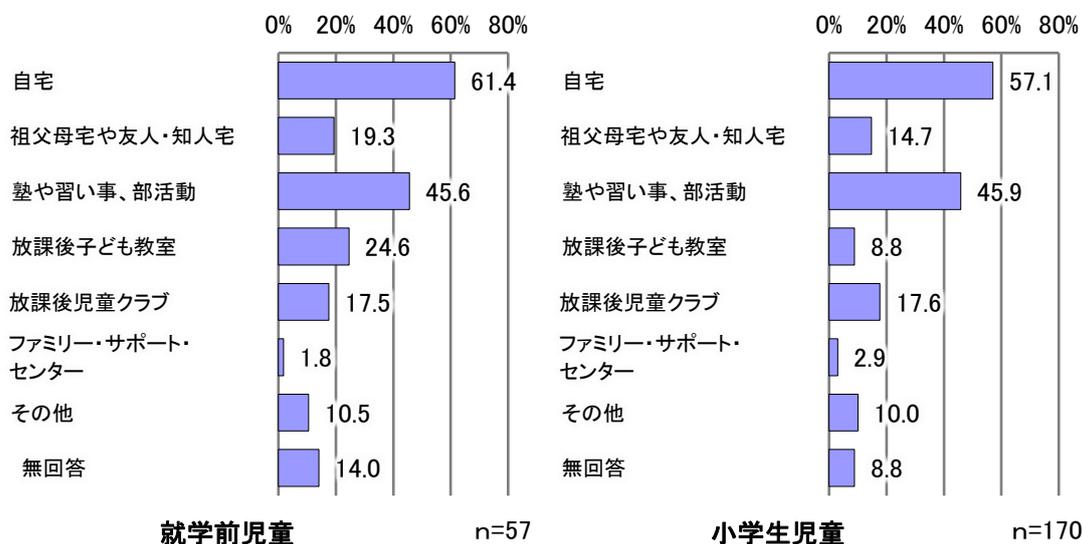
結果7 放課後児童クラブ（小学校低学年時）の利用希望は、就学前児童56.1%、小学生46.4%

- 放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期の利用は就学前児童（5歳以上）で56.1%、小学生（1～3年生）で46.4%が希望しています。【就学前・小学生】
- 一方、小学校高学年の時期では、「放課後児童クラブ」（17.5・17.6%）の利用希望が小学校低学年の時期より減少した一方で、「自宅」と「塾や習い事、部活動」が増加しています。【就学前・小学生】

■小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所



■小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を過ごさせたい場所

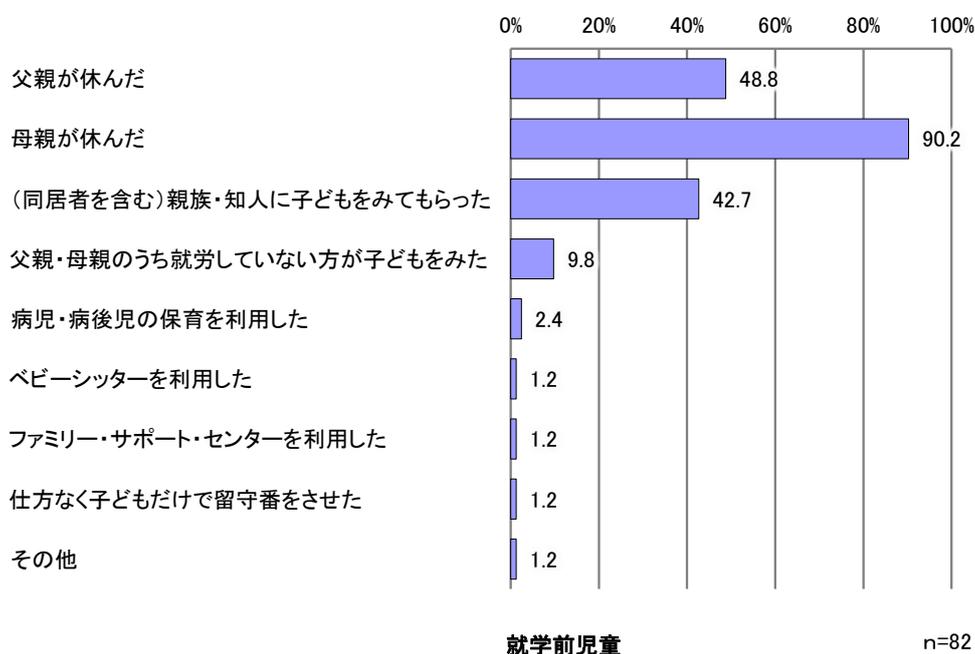


以上の結果から、子どもの放課後の安全な過ごし方に対しては、放課後児童クラブは一定の役割を担っており、今後も子どもの健全育成に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

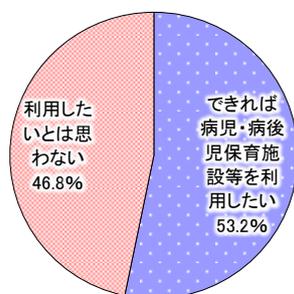
結果8 病児・病後児保育施設の利用できなかった方は67.8%

- 病気やケガで通常の事業を利用できなかったことがあると回答した方が、就学前児童で67.8%でした。また利用できなかった場合の対処方法として、「母親が休んだ」90.2%、「父親が休んだ」48.8%、「親族、知人に子どもをみてもらった」42.7%となっています。【就学前】
- 病気やケガで通常の事業を利用できず「父親・母親が休んだ」方で「病児・病後児保育施設等を利用したい」(53.2%)で、「利用したいと思わない」と回答した方の(46.8%)を上回りました。利用したくない理由として「親が仕事を休んで対応する」(69.4%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(47.2%)、「利用料がわからない」(25.0%)、「地域の事業の利便性がよくない」(22.2%)「利用料がかかる・高い」(19.4%)の順に多くなっています。【就学前】

■お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育施設等を利用できなかった場合の対処方法



■「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思ったか（上記で「父親が休んだ」又は「母親が休んだ」人のみ回答）



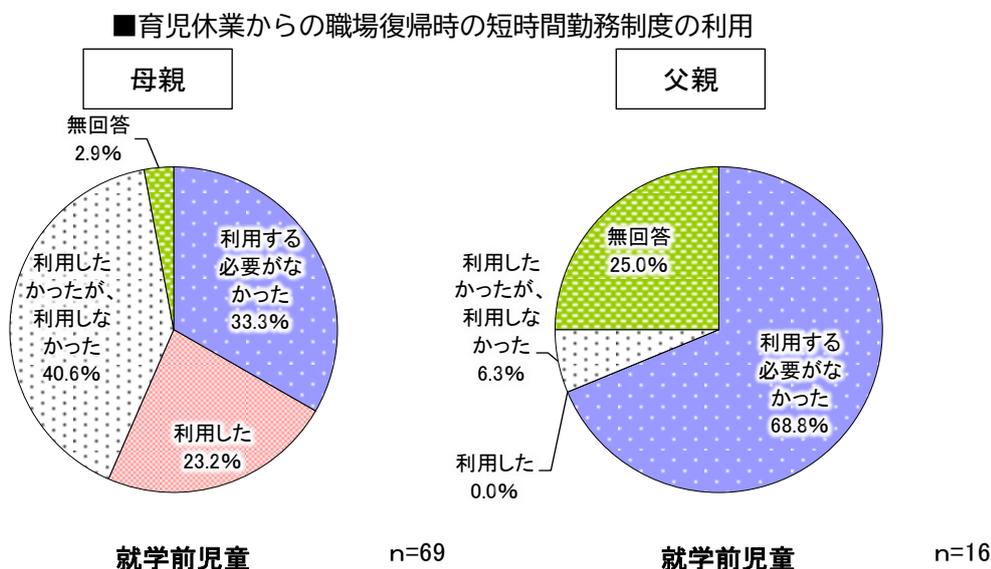
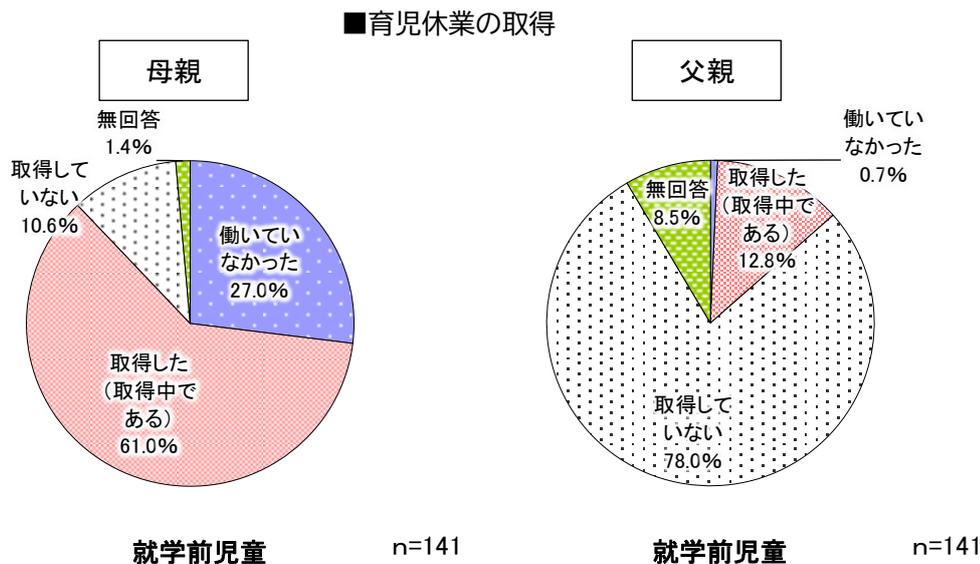
就学前児童 n=77



以上の結果から、病児・病後児保育事業（八戸市）を周知していく必要があります。

結果9 育児休業の取得（または取得中）割合は、母親が61.0%、父親では12.8%

- お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた、就労者のうち育児休業を取得または取得中の母親は61.0%、父親は12.8%の状況です。【就学前】
- 育児休業取得後の職場復帰した母親は80.2%、父親は88.9%が復帰しています。職場復帰した母親のうち、年度初めの入所に合わせたタイミングでの復帰は、27.5%、それ以外で復帰は、87.5%でした。一方、育児休暇中に離職した母親は3.5%、父親の離職はありませんでした。【就学前】
- 職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は23.2%、父親はいませんでした。利用しなかった理由としては、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」「短時間勤務にすると給与が減額される」「仕事が忙しかった」を上位にあげています。【就学前】

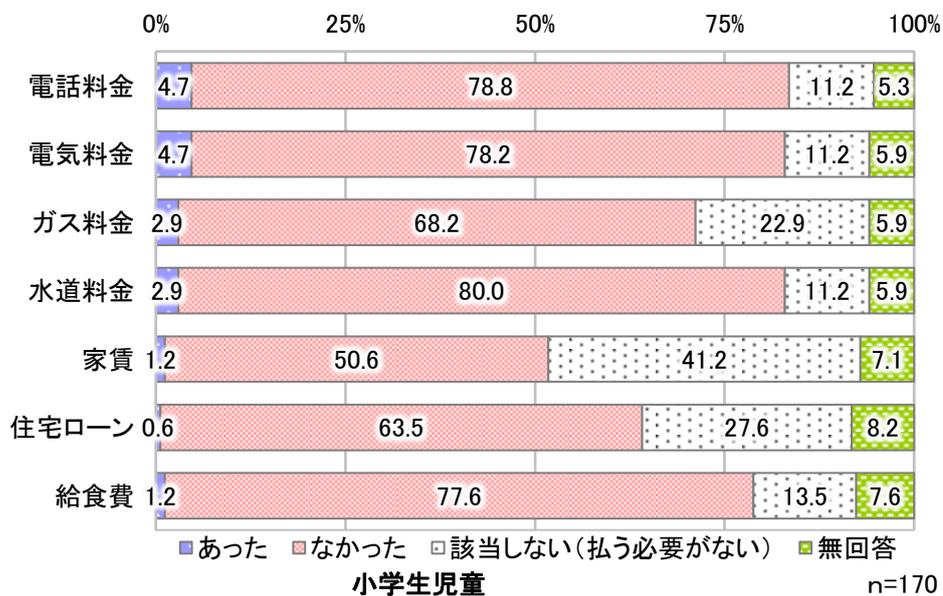
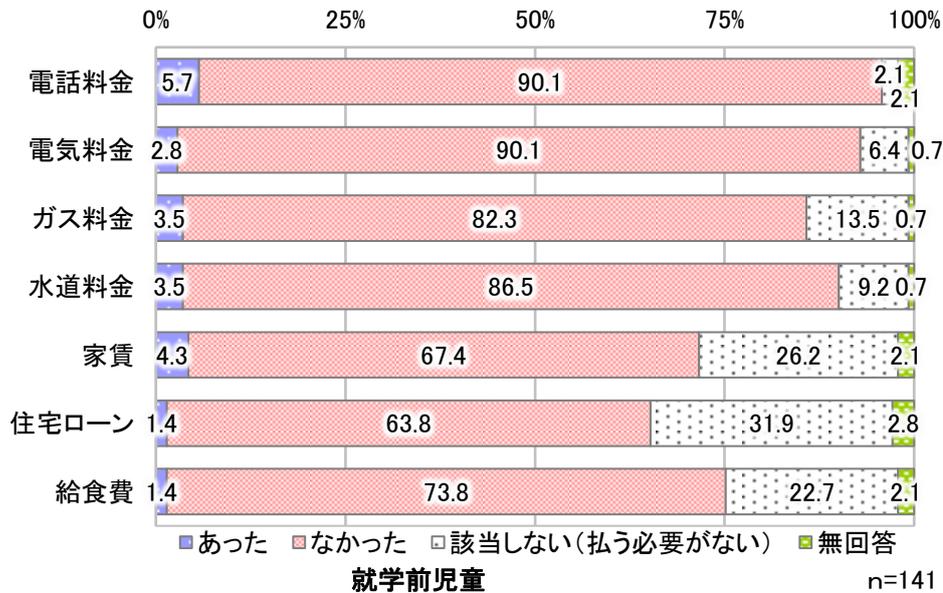


以上の結果から、雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、希望した育児休業期間満了時から教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるように更なる改善をしていく必要があります。また、父親の育児休業取得率は前回より上昇傾向にあるので、更なる育児参加の促進を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備を促進する必要があります。

結果10 経済的な理由でサービス・料金を支払えなかった経験のある家庭が「電話料金」で5%前後

- 就学前児童の保護者では、「あった」は「電話料金」で最も高く5.7%となっています。【就学前前】
- 小学生の保護者では、「あった」は「電話料金」「電気料金」が同率で最も高く4.7%となった。【小学生】

■過去1年の間に、経済的な理由で、サービス・料金について支払えないこと



以上の結果から、家庭の経済的な状況により、子どもが適切な養育や教育等を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないことがないよう、様々な法制度を組み合わせることで貧困家庭を支援して行く必要があります。

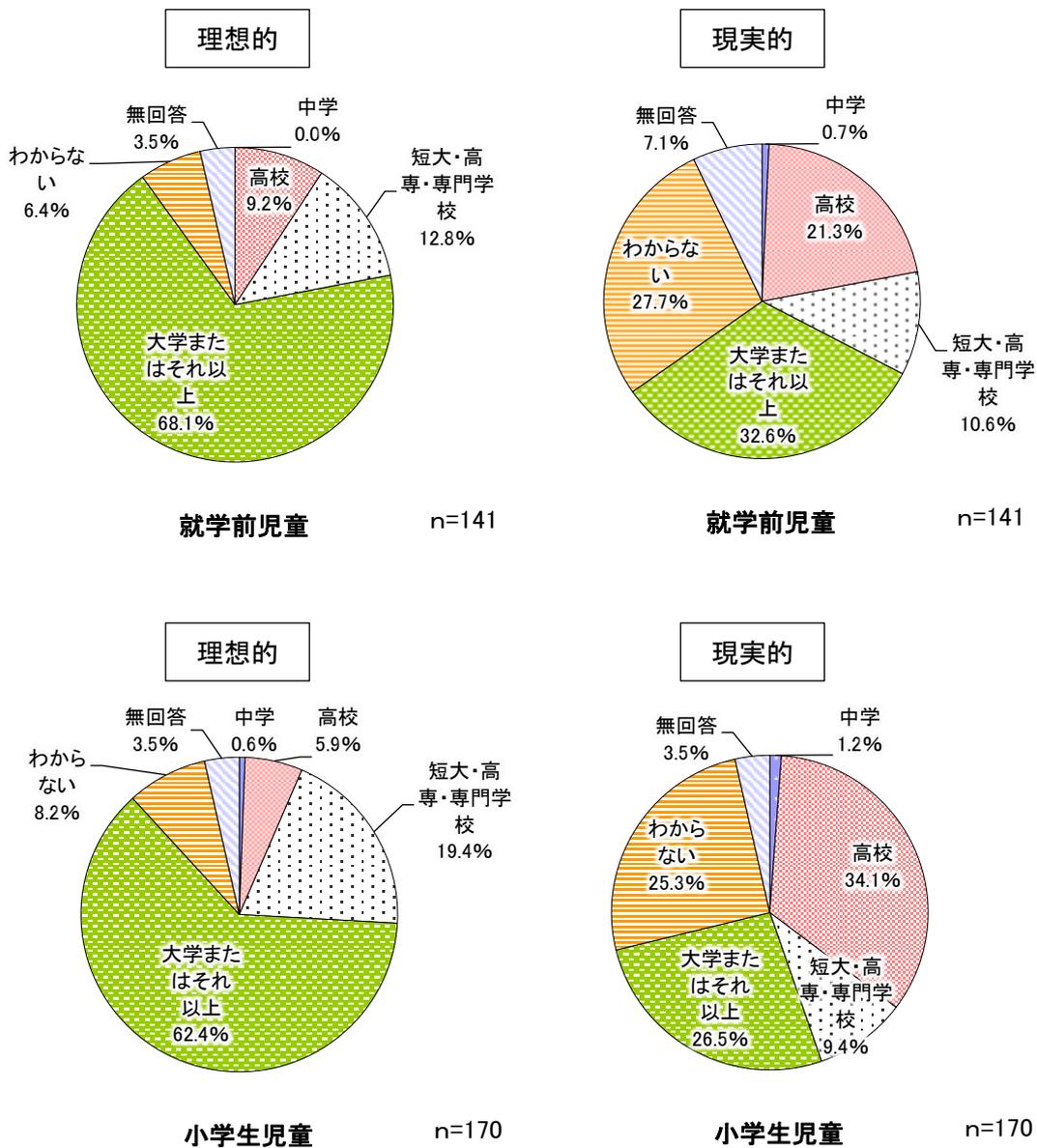
結果11 お子さんに受けさせたい教育の段階の理想は、「大学またはそれ以上」が60%台

- 就学前児童の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く68.1%、次いで「短大・高専・専門学校」が12.8%、「高校」が9.2%となっています。一方、現実には「大学またはそれ以上」が最も高く32.6%、次いで「わからない」が27.7%、「高校」が21.3%となっています。

【就学前】

- 小学生の保護者では、理想は「大学またはそれ以上」が最も高く62.4%、次いで「短大・高専・専門学校」が19.4%、「わからない」が8.2%となった。一方、現実には「高校」が最も高く34.1%、次いで「大学またはそれ以上」が26.5%、「わからない」が25.3%となっています。

■お子さんに受けさせたい教育の段階



以上の結果から、子どもの将来がその生まれ育った家庭環境によって左右されることのないよう、すべての子どもの学習環境を整えていく必要があります。

4 子ども・子育て支援の課題の整理

前項目までの状況を踏まえ、五戸町の子ども・子育て施策の課題や方向性について、次のとおり整理します。

(1) 母子に対する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の強化

本町では、母子保健事業として各種健康診査や健康教育、家庭訪問による支援、妊産婦や子どもの栄養支援などを実施しているほか、子育て世代包括支援センター「ここっと」を設置し、保健師等の専門職による妊娠・出産・子育て等に関する相談支援や情報提供を行っています。

一方、本町では、少子化とともに子どものいる世帯における核家族化が進行しており、また、保護者へのアンケート調査結果によると、親族や知人などの子育ての協力者が「いずれもない」、周囲の援助が得られない孤立した子育て中の保護者が10%弱いる状況です。

また、同じくアンケート調査結果で、子育てについて気軽に相談できる相手が「特にいない」という保護者も5%弱おり、全国的に虐待に関する相談件数が過去最多を更新する中、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、不安や悩みを抱える保護者に対して、妊娠期から子育て期まで切れ目なく相談に対応するような支援体制の強化が求められます。

(2) 多様なニーズに対応する教育・保育、子育て支援サービスの充実

本町では、女性の就業率が上昇しているとともに、アンケート調査結果では母親におけるフルタイム就労の割合が6割を超える状況であり、全国的な動向と同様に、今後も就業率の上昇の継続が見込まれる中、保育やその他両立支援の施策の必要度が増しています。

一方、令和8年度から全国すべての自治体で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっていることへの対応や、障がい児や医療的ケア児、外国人児童への配慮や対応など、多様なニーズに対応する教育・保育、子育て支援サービスが求められている状況です。

(3) 放課後等の安全・安心な居場所づくり

アンケート調査結果によると、低学年の時期の放課後の過ごし方について、就学前児童の保護者における「放課後児童クラブ」の希望率が56.1%となっており、共働き家庭の増加を背景として、半数以上の保護者が自宅以外の居場所を希望する状況となっています。

また、同じくアンケート調査結果で、町の子育て政策について特に期待することとして、「安心して親子が集まれる屋内の施設を整備してほしい」という回答が、就学前児童の保護者において最も高い回答率となっており、親子や子どもの居場所づくりが求められている状況です。

今後も、放課後児童クラブや放課後子ども教室をはじめ、子どもの健全育成に繋がる安全・安心な居場所づくりについて、保護者のニーズを反映しながら、さらに充実していくことが求められます。

(4) 子どもの生きる力と豊かな人間性の形成のための取り組みの充実

本町では、乳幼児期からの取り組みや小中学生を対象とする様々な体験学習の取り組みとともに、豊かな人間性を育むための地域と学校が連携した取り組みなど、子どもの健全育成のための取り組みを進めています。

今後も、自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い教育を推進するとともに、地域や学校、幼稚園、認定こども園、民間団体、民間企業等と連携・協働し、子どもの年齢や発達の程度に応じた多様な体験・経験の機会の提供が求められます。

(5) 子どもの貧困の解消、貧困の連鎖を防ぐための取り組みの推進

本町では、子どもの貧困の解消に向けた対策として、関係機関や庁内の関係課が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を図っています。

アンケート調査結果によると、経済的な理由でサービス・料金を支払えなかった経験のある家庭が「電話料金」で5%前後、そのほか「電気料金」や「ガス料金」、「水道料金」なども3%前後いる状況です。

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、今後も関係機関や庁内の関係課が連携して、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、様々な法制度を組み合わせた支援に努めていく必要があります。



第4節 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本的な視点

子ども・子育てを支援していくためには、子どもの幸せを第一に考えると同時に、子どもを育てる親（保護者）や家庭が、安心して子どもを生み、育てることのできる環境づくりが、今後ますます重要となります。

そのためには、本町が教育・保育や子育て支援サービス、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを総合的に推進する必要があります。

そこで、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、本町の子ども・子育て支援施策の基本的な視点を次のとおり定めます。

（1）子どもの最善の利益の追求

子ども・子育て支援については、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況やその他の事情により社会的な支援の必要性が高い子ども（ヤングケアラーを含む）やその家族を含め、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

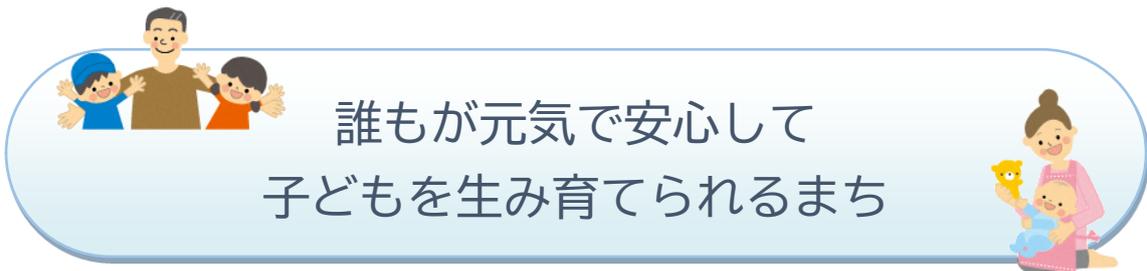
（2）親としての成長の支援

保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識の下、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつなげることを目指します。

（3）地域全体での支え合い

家庭や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たし、地域全体での支え合いを通じて、すべての子どもが健やかに成長できる地域の実現を目指します。

2 基本理念

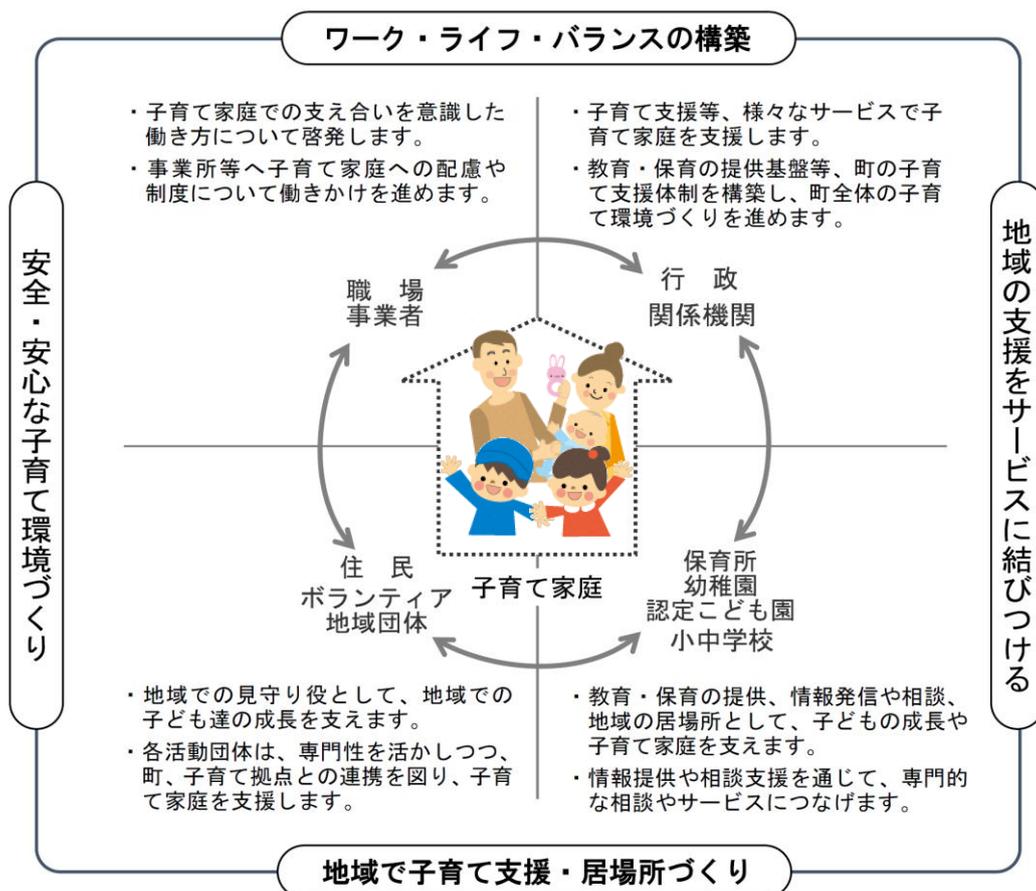


少子高齢化と核家族化が進行する中で、地域のつながりの希薄化が進み、子ども同士や子育て家庭同士の交流や、保護者が悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なくなり、子育て家庭の孤立化や子育ての負担と不安の増大が懸念される状況です。

一方、子どもを産み育てることは、様々迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」を感じることができる、かけがいのない営みであり体験でもあります。

地域全体で子育ての喜びや楽しさ、苦労を分かちあい、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、第2期計画の「誰もが元気で安心して子どもを産み育てられるまち」を基本理念として踏襲し、町をはじめ地域の様々な人々や団体、施設等が、本町で子育て家庭や子どもの成長をみんなで支えていきます。

図表 (参考) 町全体で支え合う子育て支援のイメージ



3 家庭・地域・行政の役割

基本理念を実現するためには、子育て家庭が子育てについて責任を有していることを踏まえていくとともに、社会のあらゆる分野の人々が、すべての子どもが健やかに成長できる社会を目指すという社会全体の目的を持つことが大切です。

そこで、各主体に求められる役割を次のとおり整理します。

(1) 家庭の役割

子どもの基本的な生活習慣やしつけ、勉強に対する意欲などを学ぶ場は、家庭にあります。家庭では、親の責任において愛情を持って子どもを育てていきます。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーション等、子どもとの関わりを通して、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

また、家庭では、女性も男性も互いを尊重し合い、家族が協力して子育てに取り組むことが求められます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は日常生活を営んでいく重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、すべての子どもが、地域との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが求められます。

また、児童虐待やヤングケアラーなどを発見したら、早めに関係機関へ通報・相談するなど、子どもの安全確保や支援に向けた取り組みに努める必要があります。

(3) 行政の役割

行政は、各種子育て支援サービスや制度・手当等の対応のほか、その他様々な分野において、地域で安心して結婚、出産、子育てができるよう各種支援サービスの充実を図るとともに、母子保健活動、健診などを通じて健康づくり等について指導を行います。

このような役割を踏まえ、切れ目のない子ども・子育て支援ができるよう、健康と福祉、保育と教育など、庁内関係課の連絡体制、連携強化を図ります。

また、子どもの発達や成長に応じて教育・保育施設や福祉サービス事業所等と連携を図りつつ、すべての子どもに対応した施策・事業等の計画的な推進に努めます。

第2章 子ども・子育て支援施策の展開

施策体系

図表 施策体系

(基本理念)

誰もが元気で安心して子どもを
生み育てられるまち

子ども・子育て支援施策の展開

- 基本目標1：地域における子ども・子育ての支援
 - 1-1 相談支援体制の充実【新規施策】
 - 1-2 地域における子育て支援サービスの充実
 - 1-3 保育サービスの充実
 - 1-4 子育て支援のネットワークづくり
 - 1-5 児童の健全育成
- 基本目標2：母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進
 - 2-1 子どもと母親の健康の確保
 - 2-2 食育等の推進
 - 2-3 思春期保健対策の充実
 - 2-4 小児医療の充実
- 基本目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - 3-1 次世代の親の育成
 - 3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
 - 3-3 家庭や地域の教育力の向上
- 基本目標4：子育てを支援する生活環境の整備
 - 4-1 良質な住宅の確保
 - 4-2 良好な居住環境の確保
 - 4-3 安全な道路交通環境の整備
- 基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実
 - 5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
 - 5-2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備
- 基本目標6：子ども等の安全確認
 - 6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - 6-2 子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進
 - 6-3 被害にあった子どもの保護の推進
- 基本目標7：要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
 - 7-1 児童虐待防止対策の充実
 - 7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
 - 7-3 被害にあった子どもの保護の推進
 - 7-4 障がい児施策の実施
 - 7-5 貧困の解消・貧困の連鎖の防止

子ども・子育て支援事業計画

- ◎ 教育・保育提供区域の設定
- ◎ 教育・保育施設の充実
- ◎ 教育・保育施設の充実

第1節 地域における子ども・子育ての支援

すべての子どもと子育て家庭への支援を行うという観点から、新設する「こども家庭センター」を中核として、相談支援や情報提供の充実を図るとともに、親子のふれあいや保護者同士の交流を促進する取り組みを推進します。

また、保護者の就労の有無に関わらず、保育サービスや子育て支援に関する各種事業の充実を図るとともに、子どもの健全育成のための取り組みを推進します。

1-1 相談支援体制の充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
1	こども家庭センターの設置	新規	健康増進課	母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援に当たります。	五戸町子育て世代包括支援センター「ここっと」と「子ども家庭総合支援拠点」について、さらにその機能を強化（母子保健機能＋児童福祉機能）するかたちで「こども家庭センター」を第3期計画期間中に設置します。
2	子育て相談の実施（ここっと）	継続	健康増進課	妊婦、出産、育児について、対面や電話、オンラインを活用した相談、情報の提供を随時行います。	継続実施します。

1-2 地域における子育て支援サービスの充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
3	子育てサークルへの支援事業	継続	福祉課	子育てサークルへの支援を行います。	内容及び組織の充実を支援しつつ継続実施します。
4	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	継続	福祉課	放課後に保護者のいない家庭の小学生に対する学校の専用施設等における健全育成事業です。	支援員の継続的確保やさらなる支援員の雇用環境及び研修の強化を図り、保育内容を充実させることが求められます。
5	休日保育事業	継続	福祉課	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園、認定こども園を開園する事業です。	施設の意向や保護者の要望に応じ、町内のニーズを調査しながら必要に応じて実施を検討します。
6	地域子育て支援拠点事業	継続	福祉課	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業です。	施設の意向や保護者の要望に応じ、実施施設数の増減を検討しながら継続実施します。

1-3 保育サービスの充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
7	通常保育事業	継続	福祉課	保育を必要としている人を決められた時間預かる事業です。	令和7年度以降も認定こども園6施設で継続実施します。
8	時間外保育事業	継続	福祉課	保育園、認定こども園において、通常の開園時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業です。	継続実施します。
9	乳児保育事業	継続	福祉課	産前産後休業や、育児休業終了後の就労に対処するための0歳児からの保育事業です。	継続実施します。
10	障がい児保育事業	継続	福祉課	軽・中程度の集団保育が可能な障がい児を受け入れ、保育を行う事業です。	継続実施します。
11	保育園地域活動事業	継続	福祉課	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等交流事業です。	継続実施します。
12	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	新規	福祉課	保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	令和8年度より、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月の一定時間、園等で保育を行う事業を新たに実施します。

1-4 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
13	子育て支援ネットワーク会議の開催	継続	教育課	地域において子育て支援を行っている各団体との連携を図ります。	継続実施します。

1-5 児童の健全育成

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
14	子育て支援総合ガイドブックの作成	継続	教育課	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成を行います。	継続実施に向けて、内容や作成、発信方法について検討します。
15	放課後子ども教室推進事業	継続	教育課	地域の教育力の再生に向けた子ども活動拠点の整備を行います。	継続実施します。
16	子ども情報誌の作成と発行	継続	教育課	子育てサークルの企画編集により子ども向けの情報誌の発行を行います。	継続実施に向けて、内容や作成、発信方法について検討します。
17	学校施設開放の促進	継続	教育課	子どものスポーツ活動の場として休日の学校施設開放の促進を図ります。	今後も各団体からの要望を受け、継続します。
18	スポーツクラブが行うジュニアスポーツ活動の支援	継続	スポーツ振興公社	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール教室を開催します。	継続実施します。
19	児童手当の支給	継続	福祉課	「児童手当法」に基づく手当の支給をしていきます。	継続実施します。
20	健全育成に関する啓発	継続	教育課	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布を行います。	継続実施します。
21	社会を明るくする運動の推進	継続	福祉課	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会等を行います。	継続実施します。
22	地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	継続	教育課	青少年健全育成の環境整備と、「あいさつ運動」を通じて大人と子どもが互いに声をかけあう地域づくりを推進します。	継続実施します。
23	「子ども 110 番の家」の推進	継続	関係機関	子どもたちを犯罪や危険から守るための「子ども 110 番の家」の看板の設置を行います。	継続実施します。
24	読み聞かせ会の開催	継続	町図書館	毎月第 2 日曜日に読み聞かせ会を実施します。	図書に関心を持ってもらうため、継続実施します。
25	小・中学校、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ等への団体貸出の推進	継続	町図書館	団体貸出用児童図書を充実させ、団体貸出の利用推進を図ります。	継続実施します。

第2節 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び推進

国においては「成育基本法」(平成30年法律第104号)が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が示されており、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされています。

本町においても、妊娠期から出産期、新生児期、乳幼児期における親子の健康を確保するため、切れ目のない母子保健事業の充実とともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供、「食」を通じた各種施策の充実が求められます。

また、思春期においては、心の健康に対する取り組みや妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

さらに、必要な時に適切な医療が受けられるよう小児医療の充実に努めます。

2-1 子どもと母親の健康の確保

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
26	妊産婦健康診査	継続	健康増進課	妊産婦の疾病予防と安心して出産育児できるよう健康診査を医療機関に委託し、妊婦委託健康診査及び産婦健康診査(産後2週間、産後1か月の時期)の費用の一部を助成します。	継続実施します。
27	妊婦等包括相談支援事業	新規	健康増進課	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する母子健康手帳を交付します。 すべての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。	これまでは伴走型相談支援として実施してきましたが、児童福祉法の改正に伴い、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」として、妊婦等のための支援給付と効果的に組み合わせ実施します。

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
28	産後ケア事業	新規	健康増進課	産後ケアを必要とするすべての母親と赤ちゃんに対して、心身のケアや授乳指導、育児相談等のきめ細かい支援を行います。	近隣地域の医療機関、助産院等に事業を委託し、実施します。
29	乳幼児個別相談	継続	健康増進課	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした子育て相談を行います。	要保護児・要支援児・特定妊婦の支援のほか、子育てに不安を持つ母親や成長・発達の確認が必要な子どもに対し、個別支援を実施します。
30	乳幼児健康診査健康相談	継続	健康増進課	乳幼児の健康の保持増進及び保護者の育児を支援することを目的に乳児一般委託健康診査、4か月児健康診査、乳児健康相談、1歳6か月児健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳児健康診査など各種健診・相談を行います。	継続実施します。
31	乳幼児等医療費の給付	継続	健康増進課	乳幼児から中学生年代を対象とした医療費助成を、令和2年度10月より高校生年代まで拡大し、入院・通院ともに無償化しています。	今後も事業継続予定ですが、国や県の動向も注視しながら、柔軟に対応していきます。
32	予防接種の実施	継続	健康増進課	「予防接種法」に基づく予防接種を行います。	継続実施します。

2-2 食育等の推進

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
33	離乳食相談	継続	健康増進課	3か月～1歳までの乳児を持つ保護者を対象に、栄養士・保健師による離乳食のすすめ方について相談等を行います。	継続実施します。
34	「だし活・だす活」伝道活動	新規	健康増進課	食生活改善推進員がだしのうま味を活用した減塩を推進する「だし活」と野菜を摂って余分な塩分を排出する「だす活」の推進を幼児の親子へ周知の活動を行います。	継続実施します。
35	乳幼児健康診査健康相談	継続	健康増進課	町で実施する乳幼児の健康診査や健康相談の場で、こどもの心身の状態や育児等について相談対応するとともに、栄養士による食習慣についての相談指導を実施します。	育児中の母親の孤立化防止を図るとともに、栄養指導により食に関する知識と食を選択する力を習得し、親やこどもの生きる力を育みます。

2-3 思春期保健対策の充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
36	スクールカウンセラーの設置	継続	教育課	学校の教育相談体制充実のため、スクールカウンセラーを配置します。	H31年度から青森教育委員会より全小中学校（7校）へ派遣し、継続します。

2-4 小児医療の充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
37	救急外来	継続	総合病院	小児救急電話相談等の周知を図るとともに、救急時に対応できるよう体制作りに努める。	継続実施します。
38	周辺病院との連携強化	継続	総合病院	小児医療について、診療を継続できるよう各病院と連携を図ると共に医師確保に努める。	継続実施します。

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

本町は、次代を担う子どもたちにおける心身の健やかな成長とともに、生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備や家庭・地域の教育力の向上に資する取り組みを推進します。

3-1 次世代の親の育成

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
39	職場体験の充実	継続	教育課	中学校期における様々な職場での体験活動の推進と「職業」や「仕事」に対する意識の啓発を行います。	継続実施します。

3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
40	英語指導助手(ALT)の小・中学校への派遣	継続	教育課	英語指導助手(ALT)を小・中学校に派遣します。	グローバル化に伴い、外国語教育の必要性が高まっていることから、継続実施します。
41	外部人材の活用	継続	教育課	専門的知識や技術を持つ人材を積極的に活用します。	様々な事業において外部人材を活用します。
42	道徳教育の時間の確保	継続	教育課	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用を図ります。	継続実施します。
43	多様な体験活動の機会の充実	継続	教育課	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動を推進します。	今後も様々な事業において多様な体験活動を提供します。
44	教育相談体制の充実	継続	教育課	電話による相談を行います。	相談内容が多様化、深刻化しているため専門的な教育相談員の配置が望まれます。
45	適応指導教室における支援事業	継続	教育課	指導や支援を行い、成長を推進します。	適応教室設置は財源及び人材確保が困難となっています。中学校に通級指導開設を検討中です。
46	体育授業の充実	継続	教育課	体育の指導計画・指導方法の工夫を行います。	継続実施します。

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
47	運動部活動の支援	継続	教育課	外部指導者や部活動指導員の導入による運動部活動の充実を図ります。	指導者の確保が困難な中で、継続実施に向けて、休日の部活動の地域移行について検討します。
48	健やかな体の育成(食育の充実)	継続	教育課	給食や食に関する指導(出前授業)を通して、栄養の知識や食の大切さの指導を行います。	継続実施します。
49	信頼される学校づくり	継続	教育課	地域と学校の協働・連携を強化し事業充実を図ります。	継続実施します。
50	各小中学校PTA連絡協議会への支援	継続	教育課	活動への補助及び行事への協力をを行います。	継続実施します。
51	特別支援教育支援員の配置	継続	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援します。	支援が必要な生徒が増加傾向にあるため、支援員の増員を検討し継続します。
52	保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との連携	継続	教育課	保育園・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な移行のための連携を強化します。	確実に教育相談・就学相談へつなぐよう、対象児を年長児へ絞り、年少・年中児については、保健主管課へ引継ぎ連携を図ります。
53	幼児の教育・福祉の促進	継続	教育課	幼児教育研究会による保育園・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を図ります。	今後も連携強化のため、補助金交付による活動支援を継続します。

3-3 家庭や地域の教育力の向上

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
54	親子で参加できるイベントの開催	継続	教育課	親子で参加できる各種体験活動を推進します。	今後も様々な事業において親子で参加できる体験活動を提供します。
55	子ども会等地域活動の機会の充実	継続	教育課	地域や関係機関等の協力による地域活動を促進します。	継続実施します。
56	ジュニアスポーツ活動の支援	継続	教育課	スポーツ活動を通して心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援を行います。	今後もジュニアスポーツ活動への支援を行います。

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

若い世代が本町で安心して暮らし、子育てしてもらえよう、子育て世帯向けの良質な住宅の確保や公共施設等におけるバリアフリーの推進など、子ども・子育てを支援する生活環境の整備に努めます。

4-1 良質な住宅の確保

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
57	計画的な町営住宅の建て替え	継続	都市計画課	町営住宅の建て替えの促進を行います。	計画期間の実施予定はありませんが、必要に応じて実施します。

4-2 良好な居住環境の確保

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
58	宅地供給の促進	継続	都市計画課	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導を行います。	計画期間の実施予定はありませんが、必要に応じて実施します。
59	都市公園等の整備	継続	都市計画課	居住環境に配慮した公園及び緑地整備を行います。	計画期間の実施予定はありませんが、必要に応じて実施します。

4-3 安全な道路交通環境の整備

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
60	地域の道路の整備	継続	建設整備課	道路、歩道の整備を推進します。	整備か所を精査して、道路及び歩道を整備していきます。
61	交通安全施設の整備	継続	総務課	道路の反射鏡の整備を推進します。	継続実施します。
62	信号の設置	継続	総務課	信号の設置の整備を推進します。	継続実施します。
63	防犯灯の設置	継続	関係機関	町内各所に防犯灯を設置します。	継続実施します。

第5節 職業生活と家庭生活との両立の推進

男女がいきいきと働き、安心して子育てできる環境づくりに向けて、「第2次五戸町男女共同参画推進計画」に基づき、仕事と生活の両立支援や女性の就業、働きやすい職場環境整備などに関する法令や制度等の周知広報を行います。

また、仕事と子育ての両立に必要な子育て支援サービスの充実に努めます。

5-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
64	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	継続	総合政策課	男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知を行います。	継続実施します。
65	男女共同参画社会の必要性の啓発	継続	総合政策課	男女共同参加社会の必要性を啓発するとともに、女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性を啓発します。	継続実施します。

5-2 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
66	緊急・一時保育事業の推進	継続	福祉課	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かりの事業です。	施設の意向や保護者の要望に応じ、実施施設数の増減を検討しながら継続します。

第6節 子ども等の安全確認

犯罪被害、事故、災害等から子どもたちの生命を守るため、防犯・交通安全対策、防火・防災対策等に取り組むとともに、子どもたちが自らと他者の安全を守ることができるよう、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。

6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
67	交通安全教育の促進	継続	総務課	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校等での交通安全教室を開催します。	幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校等での実施方法や支援のあり方について検討します。
68	交通安全広報活動の推進	継続	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続実施します。
69	交通事故・事故防止情報の提供	継続	総務課	子どもを交通事故の被害から守るための情報の提供を行います。	継続実施します。

6-2 子どもを犯罪の被害等から守るための活動の推進

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
70	地域安全広報活動の推進	継続	総務課	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等を実施します。	継続実施します。
71	犯罪・被害防止情報の提供	継続	総務課	子どもを犯罪の被害から守るための情報の提供を行います。	継続実施します。
72	パトロール活動の推進	継続	総務課	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	継続実施するとともに、今後の実施方法について検討します。
73	地域安全教育の促進	継続	総務課	公民館等での地域安全教室を開催します。	継続実施するとともに、今後の実施方法について検討します。

第7節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を図ります。

また、本町では子どものいる家庭のうち、ひとり親家庭の割合が上昇しており、個々の家庭の実状にあわせた支援や相談体制の充実、きめ細かな福祉サービスの展開を図ります。

さらに、障がい児や医療的ケア児、そのほか発達支援を必要とする子どもとその保護者については、住み慣れた地域の中で自立した生活を行い、積極的に社会参加できるよう、合理的配慮とユニバーサルデザインの考え方に沿って、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

そして、貧困及び貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困の解消に向けて、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援等を推進します。

7-1 児童虐待防止対策の充実

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
74	要保護児童対策地域協議会の開催	継続	福祉課・健康増進課	児童虐待の早期発見・対応に向けて「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等との連携を図りながら、適切な対応ができる取り組みを行います。	継続実施します。
75	虐待に対する相談の充実	継続	福祉課・健康増進課	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども・妊産婦及びその家庭の実情把握、児童虐待に関する相談・指導、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	「子ども家庭センター」として、継続実施します。
76	主任児童委員、民生児童委員の活用	継続	福祉課・健康増進課	児童虐待の早期発見、早期対応のために主任児童委員、民生児童委員の積極的な活用を行います。	継続実施します。

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
77	養育支援訪問事業	継続	健康増進課	養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。	保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。
78	児童虐待の早期発見、防止のための研修会の開催	新規	福祉課・健康増進課	児童虐待の早期発見や防止のため、町内の認定こども園の保育士や小学校、中学校の教師等、主任児童委員、民生委員などの関係者を対象とした研修会を開催します。	児童相談所と連携し開催します。
79	子育て短期支援事業	新規	健康増進課	児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。	新たな事業として、町外の児童福祉施設と連携しつつ、事業を実施するための体制の確保に努めます。
80	子育て世帯訪問支援事業	新規	健康増進課	保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。	新たな事業として、訪問介護支援事業所と連携しつつ、事業を実施するための体制の確保に努めます。

7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
81	母子家庭の親への就業支援	継続	福祉課	母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金の支援を行います。	今後も制度の周知・案内を行います。
82	児童扶養手当の支援	継続	福祉課	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。
83	遺児援護対策事業	継続	福祉課	遺児入学金・遺児卒業祝金の支給を行います。	継続実施します。

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
84	ひとり親家庭等医療費の支給	継続	福祉課	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給を行います。	ひとり親家庭等の健康の保持と福祉の増進に有効であるため、今後も継続します。
85	母子寡婦福祉資金の貸付	継続	福祉課	「母子及び寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付を行います。	今後も制度の周知・案内を行います。

7-3 被害にあった子どもの保護の推進

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
86	相談体制の整備の検討	継続	福祉課・健康増進課	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討を行います。	継続実施します。

7-4 障がい児施策の実施

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
87	児童発達支援センターを中核とする地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	新規	福祉課・健康増進課	障がいの有無に関わらずすべての児童が共に成長できるよう、園や放課後児童クラブでの障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。	八戸圏域で設置している児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援事業を活用し障がい児及びその家族の地域社会への参加を推進する体制を確保します。
88	特別支援教育支援員の配置	継続	教育課	円滑な学級運営を目的として支援員を配置し、児童生徒や教師を支援していきます。	支援が必要な生徒が増加傾向にあるため、支援員の増員を検討し継続します。
89	特別児童扶養手当の支給	継続	福祉課	障がい児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。
90	障がい児福祉手当の支給	継続	福祉課	障がい児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給を行います。	今後も制度の周知・案内・書類の受付を行います。

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
91	パトロール活動の推進（再掲）	継続	総務課	地域と関係機関が連携したパトロール活動を実施します。	継続実施するとともに、今後の実施方法について検討します。
92	補装具費の支給及び日常生活用具の給付	継続	福祉課	補装具費の支給及び日常生活用具の給付を行います。	継続実施します。

7-5 貧困の解消・貧困の連鎖の防止

事業番号	事業等	区分	担当課	事業内容	今後の方向性
93	就学援助	継続	教育課	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度です。	継続実施します。
94	生活保護制度に基づく支援（生活困窮者自立支援会議との連携）	継続	福祉課・健康増進課	三戸地域自立支援相談窓口が主体となり、関係機関（社会福祉協議会等）と情報交換を行う会議に参加し、個々の住民の状況に応じて自立を支援します。	継続実施します。

第3章 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援制度は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、町は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画では、教育・保育提供区域の設定及び計画期間（令和7年度～11年度）における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）及び確保の方策を整理します。

第1節 計画期間における見込みの考え方

1 本町における教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援法では、第61条第2項第1号において「教育・保育提供区域」（市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域）を定めるとされています。

市町村は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに「量の見込み」と「確保方策」のバランスを見て、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することになります。

本町では、第1期計画から町全体を1つの教育・保育提供区域としており、本計画においてもこの設定の考え方を踏襲します。

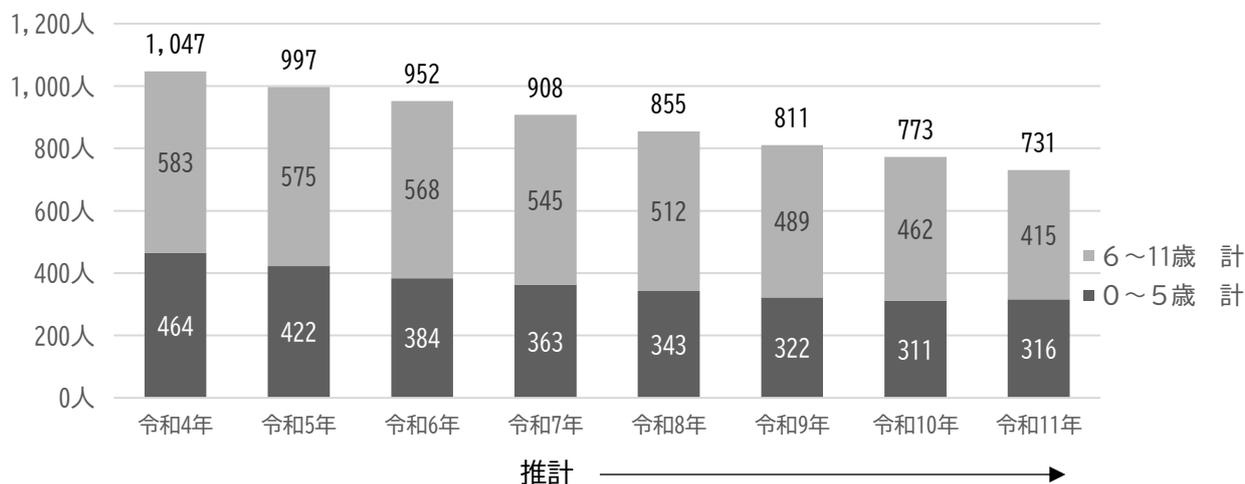
2 量の見込み（需要量）の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量）の推計にあたっては、就学前児童保護者対象のニーズ量調査の結果をもとに推計した量の見込みのほか、第二期計画期間（令和2年度～6年度）の各事業等の実績をもとに推計した量の見込みを勘案し、各事業等の実情や方向性に見合った量の見込みを設定しました。

3 児童数（0～11歳人口）の今後の見通し

近年の人口動向が今後も続くことを前提に算出した児童数の推計は、次のとおりです。計画期間における推計では、児童数の減少が予測されています。

図表 児童数の推移（0～11歳）



図表 児童数の推移（0～11歳）

（単位：人）

	実績			推計				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	55	43	54	51	49	47	46	44
1歳	72	60	43	57	54	52	50	48
2歳	75	71	60	43	58	54	52	51
3歳	81	79	73	62	45	60	56	54
4歳	88	81	76	74	63	46	61	58
5歳	93	88	78	76	74	63	46	61
0～5歳計	464	422	384	363	343	322	311	316
6歳	86	94	83	77	75	73	62	45
7歳	91	88	95	83	78	75	73	63
8歳	108	92	88	94	83	77	75	73
9歳	96	109	95	88	95	83	77	75
10歳	95	97	109	94	87	94	82	77
11歳	107	95	98	109	94	87	93	82
6～11歳計	583	575	568	545	512	489	462	415
合計	1,047	997	952	908	855	811	773	731

資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

[児童数の推計方法]

◇平成31年から令和6年の住民基本台帳（各年4月1日時点）における男女別・各歳別の実績人口の動静から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計。

◇0歳人口は、コーホート変化率を用いて推計した将来各年における15～49歳の女性人口に女子子ども比を乗ずることで、将来各年における0歳人口を推計。

第2節 教育・保育施設の充実

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等に基づき、計画期間における量の見込み（需要量）、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

1 教育・保育施設の量の見込み（需要量）及び確保の方策

(1) 1号認定（3歳以上、幼児教育を希望）

3～5歳児の幼稚園もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は次のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（1号認定児童数／3～5歳人口）から、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間において60～80人程度の利用が見込まれます。
- 現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	81	69	64	62	66
確保の内容	113	113	113	113	113
特定教育・保育施設	113	113	113	113	113
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	32	44	49	51	47

(2) 2号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳以上）

3～5歳児の保育所もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込み及び確保の方策は次のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（2号認定児童数／3～5歳人口）から、計画期間の利用率を推計し、推計3～5歳人口に乗じて算出しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは100～130人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 現在の提供基盤（認定こども園：6か所）において弾力的な受入を行い、必要利用定員総数の確保に努めます。

また、空き教室等での3歳未満児の受入について検討します。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	131	113	105	101	107
確保の内容	153	153	153	153	153
特定教育・保育施設	153	153	153	153	153
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	22	40	48	52	46

(3) 3号認定（保育の必要性の認定を受けた3歳未満）

① 0歳児

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は次のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（3号認定0歳児童数／0歳人口）から、計画期間の利用率を推計し、推計0歳人口に乗じて算出した人数や、出産後直ちに就労することは困難であることを想定し、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは25人程度と見込まれます。
- 現在の提供基盤（認定こども園：6か所）において弾力的な受入を行い、計画期間内において必要利用定員総数の確保に努めます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	25	24	23	23	22
確保の内容	39	39	39	39	39
特定教育・保育施設	37	37	37	37	37
地域型保育事業	2	2	2	2	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	14	15	16	16	17

②1歳児

1歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は次のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（3号認定1歳児童数／1歳人口）から、計画期間の利用率を推計し、推計1歳人口に乗じて算出した人数や、現在の就労割合をもとに、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは40～50人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	50	47	45	44	42
確保の内容	54	54	54	54	54
特定教育・保育施設	52	52	52	52	52
地域型保育事業	2	2	2	2	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	4	7	9	10	12

③ 2歳児

2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育についての量の見込み及び確保の方策は次のとおりです。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（3号認定2歳児童数／2歳人口）から、計画期間の利用率を推計し、推計2歳人口に乗じて算出した人数や、現在の就労割合をもとに、見込み量を補正して設定しています。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは30～50人程度と見込まれ、現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要利用定員総数	37	50	47	45	44
確保の内容	65	65	65	65	65
特定教育・保育施設	63	63	63	63	63
地域型保育事業	2	2	2	2	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	28	15	18	20	21

2 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられています。

町内の教育・保育施設は、いずれも私立の施設であり、全7施設のうち6施設は認定こども園に移行しており、今後も利用者のニーズに応じた質の高い教育・保育の一体的な提供を促進します。

なお、私立の施設は、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、今後も運営事業者の意向を尊重しつつ、必要な支援を図ります。

(2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

各幼稚園、認定こども園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供するため、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化します。

(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

特定教育・保育施設（幼稚園、認定こども園）は、質の高い教育・保育サービスを提供し、また、特定地域型保育事業所（小規模保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援します。

地域子ども・子育て支援事業は、保護者の就労の有無に関わらず、すべての子育て家庭を支援するとともに、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子ども・子育て支援の役割を担います。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークを通じて情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

(5) 幼稚園及び認定こども園と小学校等との連携

町内の幼稚園、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

3 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に伴って、子ども・子育て支援制度に未移行幼稚園の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、支給方法について公正かつ適正な支給を担保できる給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るため給付の方法や事務手続きの変更について検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ青森県による立ち入り調査等にも同行するなど、県と連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有と公表を行い、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

4 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

子ども一人ひとりの特性や各家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、「五戸町子ども・子育て会議」をはじめ、関係機関が参加する会議の定期的な開催を通じて、各機関における課題等を共有し、子ども・子育て支援に関わる取り組みの連携を推進します。

第4節 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等に基づき、計画期間における量の見込み(需要量)、確保の方策及び実施時期を次のとおり設定します。

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要量)及び確保の方策

(1) 利用者支援事業

母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及び子どもとその家庭等を対象に相談支援等を行うとともに、個別ニーズを把握し、母子保健事業や子育て支援サービス等の利用にあたり、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 児童福祉法に基づき、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として設置が努力義務化された「こども家庭センター」について、五戸町子育て世代包括支援センター「ここっと」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能強化を図るかたちでの設置を想定しており、こども家庭センター型の利用者支援事業を1か所で実施します。
- 児童福祉法に基づき、設置が努力義務化された「地域子育て相談機関」については、本計画期間中の設置は想定せず、新設する「こども家庭センター」が身近な相談窓口として、今後も相談支援を図ります。

(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施か所数	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育所等において保育を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間(令和2年度～6年度)における利用率(年間実利用者数/2号・3号認定児童数)の平均値を、推計2号・3号認定児童数に乗じて推計します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは250人～300人程度と見込まれ、町内7か所の認定こども園等において実施している現在のサービス提供基盤から、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 今後も利用希望者の動向を注視しながら、引き続き時間外保育に取り組みます。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	298	280	262	256	262
確保の方策	298	280	262	256	262

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 1年生について、第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（年間実利用者数／6歳人口）の平均値を、推計6歳人口に乗じて推計し、2年生以降は、過去5年度の前学年から当学年への増減率の平均値を当てはめて推計します。

【確保の方策】

- 計画期間における利用見込みは100～150人程度と見込まれ、町内4か所において実施している現在のサービス提供基盤で、必要利用定員総数を確保できる体制となっています。
- 今後は、支援の質の充実を図りながら、利用希望者の動向を注視し、引き続き事業に取り組めます。

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	57	56	54	46	33
	2年生	49	46	45	44	37
	3年生	36	29	28	27	26
	4年生	9	11	8	8	8
	5年生	3	3	4	3	3
	6年生	0	0	0	0	0
	合計		154	145	139	128
確保の方策		190	190	190	190	190

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和6年度現在、本町では未実施の事業であり、近隣市町村における実績を参考に設定しています。

【確保の方策】

- 町外の児童福祉施設と連携しつつ、事業を実施するための体制の確保に努めます。なお、広報紙等によって事業の周知に努めます。

(年間延利用数 単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	5	5
確保の方策	3	3	3	5	5

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間(令和2年度～6年度)における利用率(年間訪問乳児数／0歳人口)の平均値を、推計0歳人口に乗じて推計します。

【確保の方策】

- 保健師による訪問・支援体制を確保します。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54	52	50	49	46
確保の方策	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応	保健師による対応

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を通じて、機関間の連携強化を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）における利用率（年間訪問児童数／0～5歳人口）の平均値を、推計0～5歳人口に乗じて推計します。

【確保の方策】

- 保健師等による養育に関する相談、指導、助言等を行い、すべての要支援者への支援体制を確保します。
- 要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携し、専門性の強化、ネットワーク機関間の連携強化を図るとともに、虐待の未然防止、リスクの把握、早期対応のできる環境づくりに努めます。

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	114	108	101	98	99
確保の方策	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和6年度※の利用率（年間延利用者数／0～2歳人口）を、推計0～2歳人口に乗じて推計します。（※コロナ禍の影響を踏まえて令和6年度のみ使用）

【確保の方策】

- これまでの実績を踏まえ、現在の地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の実施か所を設定します。
- 利用日及び利用時間帯の利便性の向上を図るとともに、利用者への周知徹底を図ります。

（年間延利用数 単位：人日・か所）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	890	949	901	872	843
	実施か所数	1	1	1	1	1
確保の方策	実施か所数	1	1	1	1	1

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、幼稚園、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児対象型（預かり保育）

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用率（年間延利用者数／3～5歳人口）の平均値を、推計3～5歳人口に乗じて推計します。

【確保の方策】

- 幼稚園による預かり保育を実施するとともに、認定こども園については、本事業として町より委託し、量の見込みを確保します。

（年間延利用数 単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（1号認定の利用）	72	62	58	56	59
（2号認定の利用）	14,760	12,671	11,766	11,348	12,045
合計	14,832	12,733	11,824	11,404	12,104
確保の方策 一時預かり事業（在園児対象型）	14,832	12,733	11,824	11,404	12,104

② 在園児対象型以外

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用率（年間延利用者数／0～2歳人口）を、推計0～2歳人口に乗じて推計します。

【確保の方策】

- 引き続き利用状況を把握しつつ、施設及び子育て援助活動支援事業により、量の見込みを確保します。

（年間延利用数 単位：人日）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策	5	5	5	5	5
一時預かり事業（在園児対象型以外）	5	5	5	5	5
子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 令和6年度現在、本町では未実施の事業であり、今後も八戸市の実施施設を利用可能であることを周知します。また、町内施設での今後の対応については、施設の意向や保護者のニーズを調査しながら、必要に応じて実施を検討します。

(10) 子育て援助活動支援事業（就学児の利用分のみ）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【見込み量の考え方・確保の方策】

- 令和6年度現在、本町では未実施の事業であり、今後も八戸市の実施施設を利用可能であることを周知します。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【見込み量の考え方】

- 第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用率（年間妊娠届出数／0歳人口）の平均値を、推計0歳人口に乗じて実利用者数を推計し、第2期計画期間（令和2年度～6年度）の利用回数（年間延利用回数／妊娠届出数）の平均値を乗じて延利用者数を推計します。

【確保の方策】

- 対象となる妊婦が利用しやすい方策を検討するとともに、量の見込みに対する受診体制を確保します。

（年間延利用数 単位：人、人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実利用	43	41	40	39	37
	延利用	49	47	46	44	42
確保の方策		医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託

(12) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援を図る事業です。

【見込み量の考え方】

- 推計妊娠届出数に、国標準の面談回数3回（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）を乗じて推計します。

【確保の方策】

- 保健師や助産師による実施体制を確保します。

（年間延利用数 単位：人、人回）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実利用	43	41	40	39	37
	一人当たり面談回数	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	129	123	120	117	111
確保の方策		保健師や助産師による対応	保健師や助産師による対応	保健師や助産師による対応	保健師や助産師による対応	保健師や助産師による対応

(13) 産後ケア事業

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 令和6年度現在、本事業の実績がないため、国の調査（令和2年9月 産後ケア事業の利用者の実態に関する調査研究事業 報告書）に基づき、各年度、出生数の4%（3.5%）程度を見込んで実利用者数を推計し、一人当たりの利用日数（6泊7日まで）を乗じて延利用者数を推計します。

【確保の方策】

- 医療機関に委託し、宿泊等による事業を実施します。

（年間延利用数 単位：人、人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	実利用	2	1	1	1	1
	延利用	14	7	7	7	7
確保の方策		医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託	医療機関へ委託

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

【見込み量の考え方】

- 要保護児童対策地域協議会で把握している事業対象と想定される世帯の数に 12（毎月1回訪問と想定）を乗じて推計します。

【確保の方策】

- 保健師等による実施体制を確保します。
- 要保護児童対策地域協議会等と連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、引き続き、児童虐待の未然防止を図ります。

（年間延利用数 単位：人回）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	45	44	42	40	39
確保の方策	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応	保健師等による対応

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育園等に通園できる事業です。

【見込み量の考え方】

- 3歳未満の推計未就園児（0～2歳人口－3号認定児童数）に、国基準の月当たり一人当たり利用時間（10時間）と定員一人月当たりの受入可能時間数（176時間）を踏まえて推計します。

【確保の方策】

- 令和8年度から実施する新規事業として、他市町の試行的事業の状況や保護者のニーズ、町内施設の受け入れ体制等を総合的に勘案しつつ、実施方法や利用方法等を検討するほか、事業の開始後は、必要な指導監査等を行いつつ、サービスの質の維持・向上に努めます。

（必要定員数 単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳		2	2	2	2
	1歳		1	1	1	1
	2歳		1	1	1	1
	合計		4	4	4	4
確保の方策			4	4	4	4

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成しています。

【確保の方策】

- 補助が必要なすべての世帯への助成ができるよう、対象者の把握と給付に努めます。

(17) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行う事業です。

【確保の方策】

- 本計画期間における新規参入等を想定していませんが、必要に応じて実施を検討します。



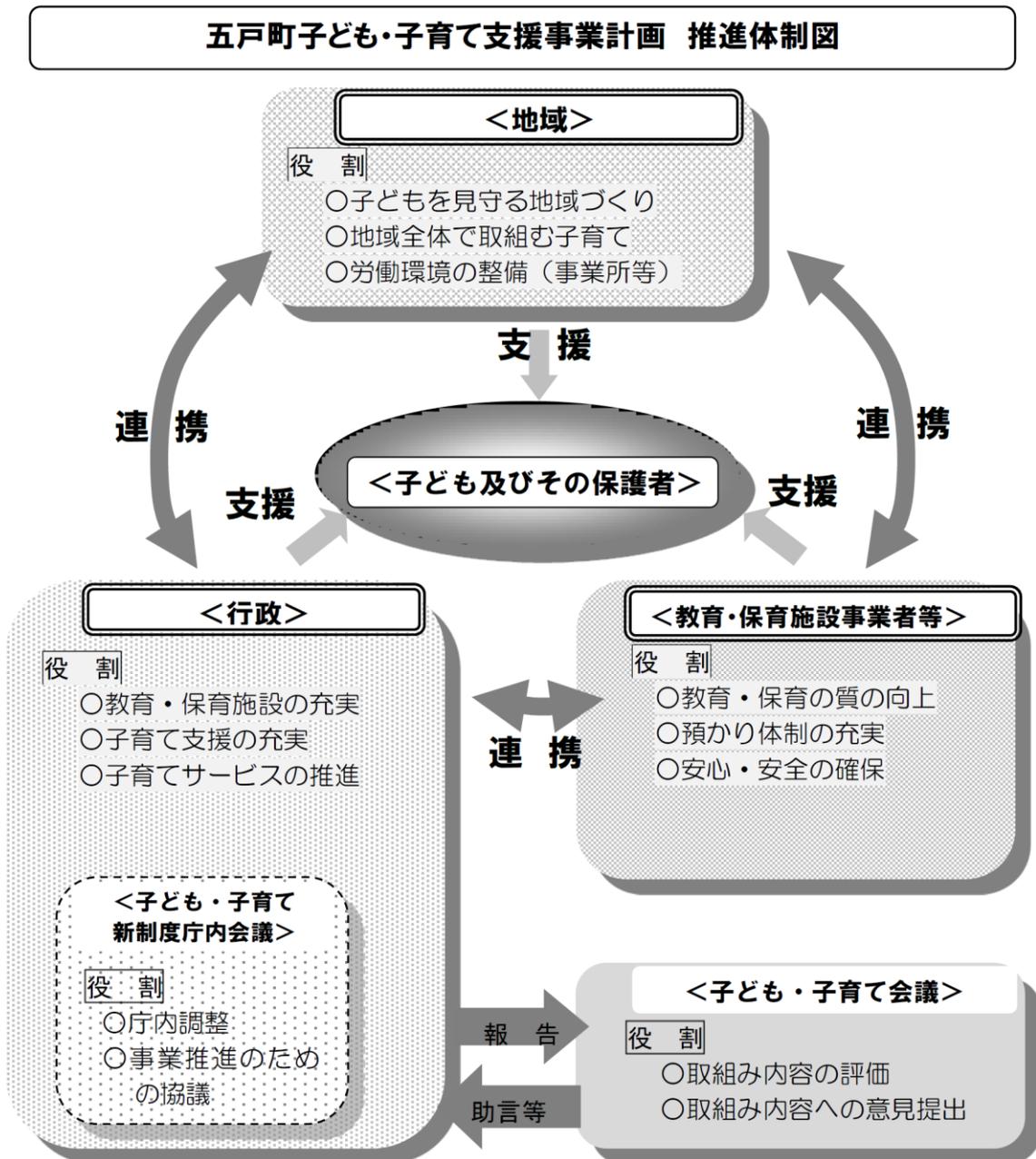
第4章 計画の着実な推進に向け

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関・団体等との連携を深め、情報の共有化を図りながら事業の推進・調整を行います。

また、家庭・地域・事業者・行政などの各主体は、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

図表 計画の推進体制

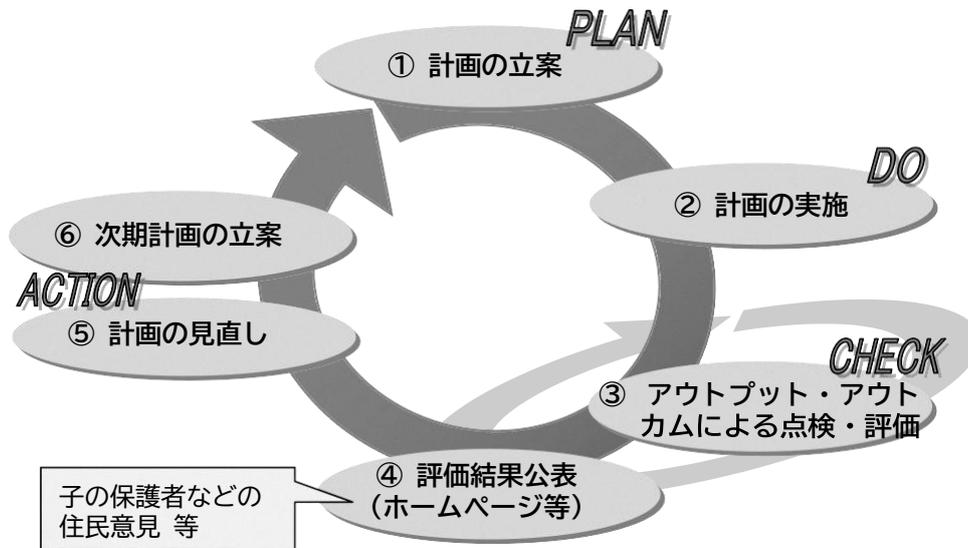


2 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、「五戸町子ども・子育て会議」で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

図表 計画の達成状況の点検・評価



- 「五戸町子ども・子育て会議」等を活用し、毎年度点検・評価を公表します。
- 町ホームページ等を通じて、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会に住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。
- 計画年度の間年度（令和9年度）を目処に、ニーズ状況を確認したうえで、需給調整を図ることとします。

3 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本町は、本計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定を検討します。

青森県 五戸町
子ども・子育て支援事業計画

(第3期) 案